

令和3年度

センター名

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

事業計画書

〈基幹型〉

令和3年3月

1 総則

(1) 組織・運営

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	包括支援センター内部での内容の共有。事業計画について法人理事会での承認、法人評議委員会の議決に基づき決定する。
この事業計画の進捗管理手法	自己評価については、事業報告書にて理事会・評議委員会にて報告し、年度ごとに見直し、改善策を協議する。 外部評価については、厚生労働省の通知文書(地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について)の中で、「担当圏域を持たない基幹型センターについては、市町村とみなして評価を実施する」とあることから、地域型センター指標とは別の指標を用いて、鈴鹿亀山地区広域連合が主催する介護保険運営委員会にて評価を受け、改善すべきところについては見直し、次年度の事業計画に反映する。
公平性、中立性を確保するための体制	社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置されている社会福祉協議会職員として、公共性の高い民間団体としての役割を十分に認識する。中立な立場で市民のニーズに即応したきめ細やかな地域福祉・在宅福祉サービス活動を展開し、多種多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスを推進できるよう活動していく。
個人情報保護体制	法人として情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護規程を作成。個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。鍵付書庫の設置、警備会社により夜間警備体制を敷く。
苦情処理体制	法人の苦情解決事業実施規程に基づき、苦情対応責任者を配置、苦情解決の仕組みを定める。苦情が寄せられた際は真摯に対応する。福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを快適に利用することができるよう支援する。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[3]人、主任介護支援専門員[1]人、
職員の研修実施計画	法人内研修の実施。各専門職、必要な内容に関連した外部研修への参加。医師会等が実施する研修への参加。
専門職間の連携体制	業務開始時、朝礼にて行動予定の確認。相談ケース等の共有の実施。 困難事例、虐待事例等は、発生・報告時に三職種で情報共有、支援方法の検討を実施する。早急に対応出来るように体制を整える。

(3) 重点目標

今年度の事業実施にあたっての重点事項	<p>1 包括支援センターの再編についての周知啓発を行い、高齢者をはじめとする地域住民に対する地域包括支援センターの支援の幅を広げ、質を高めることで、より円滑な支援が行えるよう取り組む。</p> <p>2 地域包括ケア体制構築に向け、地域ケア会議を通じて抽出された地域課題を集約し、市内の共通課題を抽出するための検討を鈴鹿亀山地区広域連合、市、地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターと協働で行うとともに、地域住民や地域の介護サービス事業者、医療機関等との連携推進を図る。</p> <p>3 自立支援型地域ケア会議を運営し、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進めるとともに、地域包括支援センターとの事前・事後協議を強化する。</p>
--------------------	--

2 全体調整

(1) 地域包括支援センターの統括、全体調整

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標1 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	包括新体制の啓発・周知し、圏域単位に円滑で切れ目のない相談支援が提供される体制を構築する。地域包括支援センターと基幹型センターの役割の共有。地域包括支援センターの統括・総合調整に取り組む。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①市内の地域包括支援センターの統括	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談、助言、指導の実施 2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施、及び地域包括支援センターの意思統一	適宜実施 随時対応
②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング 2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整	随時対応 随時対応
③地域課題についての協議、及び地域資源の活用についての提案等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域課題に関する広域連合及び市との協議 2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案	地域ケア推進会議の事前調整の機会において協議:年2回 地域ケア推進会議の事前調整の機会において協議:年2回
その他、地域包括支援センターの統括、全体調整にかかる取組			

(2) 地域包括支援センターの後方支援

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援に取り組む。
-----------	-------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援	6 基幹型センターの位置づけ	1 広域連合からの指示、指導項目等の伝達	随時対応
②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応 2 結果の共有	業務の処理方法について指導、助言等を行い、必要に応じて広域連合と協議、調整し、解決を図る 相談内容とその対応、解決方法に関し、適宜地域包括支援センターへの周知を図る
その他、地域包括支援センターの後方支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標1 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生が送れるよう、問題の解決を図るとともに、適切な制度、サービス、人に繋がるように支援する。医療・介護・行政等関係機関とのネットワーク体制の強化を図る。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①緊急・困難事例への支援	(1)-ア-(ア)	1 緊急・困難事例に対する処遇検討	地域包括支援センターからの対応困難事例の報告に対し、会議を行うとともに、広域連合に報告
		2 ケース会議の実施	地域包括支援センターを交えたケース会議の実施
		3 事例への介入	地域包括支援センター及び(又は)市、広域連合との役割分担による対応
		4 事後フォロー及び支援結果の共有	介入後も地域包括支援センター及び(又は)市、広域連合と連絡、調整を図るとともに、支援の結果を共有
②相談事例の把握・分析と共有	(1)-ア-(イ)	1 相談事例の把握・分析	地域包括支援センターの相談事例を把握し、その傾向を分析する
		2 効果的方策の検討	相談に対する効果的な方策等の事例を集約する
		3 事例検討会の実施	事例にかかる事例検討会の実施。ワーキング会議の活用
③市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築	(1)-ア-(ウ)	1 介護施設協会等とのネットワーク	施設連絡協議会への出席(鈴鹿社協開催)年2回
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会の出席:年3回
		3 民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会とのネットワーク	会議の出席等、隨時対応
		4 生活支援コーディネーターとの連携	協議体会議への出席:年2回
		5 その他のネットワーク	
④相談業務の標準化	(1)-ア-(エ)	1 地域包括支援センター運営マニュアルの整備	広域連合、市との連携によるマニュアルの検討
		2 相談受付マニュアルの整備	広域連合、市との連携によるマニュアルの検討
その他、総合相談支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生が送れるよう、問題の解決を図るとともに、適切な制度、サービス、人に繋がるように支援する。包括支援センター職員の成年後見制度等、様々な制度の理解、対応力の強化、関係機関との連携を図る。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等の活用事例の情報共有 2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進 3 制度にかかる普及啓発活動の推進	成年後見制度の利用につながったケースを地域包括支援センターと共有する。社会福祉士ワーキングで情報共有。 地域包括支援センター職員に対する成年後見制度等の研修会の実施:年1回 後見サポートセンター等との協働による制度に関する広報活動:年1回
②支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(イ)	1 支援困難事例への対応 2 虐待事例があった場合の対応	地域包括支援センターとの連携による対応:随時対応 市との連携による対応:随時対応
③消費者被害の防止	(1)-イ-(ウ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	消費者被害のあったケース鈴鹿亀山消費生活センター等と共有する(社会福祉士ワーキング会議の活用)
④高齢者虐待の予防等	(1)-イ-(エ)	1 養護者支援の充実 2 若年層への虐待防止啓発	リスクのある家庭への早期介入を行い、養護者を支援することで、虐待の未然防止を図る 親の介護等を控えた若年層への啓発活動の充実を図る
その他、権利擁護にかかる取組		1 ネットワークづくり 2 権利擁護全般に関する啓発	鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議:年3回 研修会の実施:年2回 権利擁護シンポジウム:年1回

3-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	研修機会の確保、介護支援専門員や介護・福祉関係職種を側面的に支援、スキルアップを目指す。医療・介護連携を強化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①事例検討会・研修会の開催支援	(1)-ウ-(ア)	1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力 2 地域包括支援センター職員の資質の向上	地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会についての指導、助言:随時 地域包括支援センター職員への研修会の実施:年1回
②支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(イ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席 3 支援事例に関するフォロー	地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応 地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応 支援を行った事例への追跡調査の実施
③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援	(1)-ウ-(ウ)	1 介護支援専門員等への研修会の実施 2 介護支援専門員等への情報提供	重度要介護者を在宅で支える為のケアマネジメントにかかる研修会の企画、実施、介護医療連携等:年1回 重度要介護者を在宅で支える為のケアマネジメント、介護医療連携等にかかる情報提供:随時
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議における地域課題の洗い出し、圏域間で課題を共有する。地域包括支援センター、行政部所管、医療介護関係機関及び地域と横断的に連携、協力することで支援体制を強化する。地域課題の抽出と解決に向け協議する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化	(1)-エ-(ア)	1 地域ケア個別会議の開催支援 2 地域ケア圏域会議の開催支援	開催手法、運営マニュアルの作成・充実等を通じたノウハウの共有化を図る 開催手法、運営マニュアルの作成・充実等を通じたノウハウの共有化を図る
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ)	1 自立支援型地域ケア会議の開催 2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施 3 広域連合への報告 4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック	自立支援型地域ケア会議の開催:年48回 自立支援型地域ケア会議の開催に先立つ地域包括支援センターとの事前協議、及び情報共有のための事後協議を実施する 広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告する 鈴鹿市の要請に従い参加・協力:年2回 地域ケア推進会議の結果を地域包括支援センターに報告し、共有を図る
③会議を通じた介護支援専門員への支援	(1)-エ-(ウ)	1 地域ケア個別会議における参加環境の整備 2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備	地域ケア個別会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る 自立支援型地域ケア会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る
④会議を通じた関係者の連携支援	(1)-エ-(エ)	1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援 2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映	地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を整理し、分析する 地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を解決するための方策を検討する
⑤共通課題の整理と課題の政策化	(1)-エ-(オ)	1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析 2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討	地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を整理し、分析する 地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を解決するための方策を検討する
その他、地域ケア会議にかかる取組		自立支援型地域ケア会議の開催に向けての準備	包括支援センター職員への研修。居宅ケアマネへの周知。

3-(1) 包括的支援事業
才 介護予防ケアマネジメント業務

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)
この業務の実施方針	生活機能の低下がみられた高齢者に対し、介護予防事業等の活用により状態の悪化を予防し、機能が低下しないように自立支援の視点を重視する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援	(1)-オ-(ア)	1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援 2 住民主体サービス、地域の予防活動の活用促進 3 短期集中予防サービスの活用促進	自立支援型地域ケア会議などを通じたケアプラン作成に対する情報・ノウハウ提供 住民主体サービスや地域活動に関する情報提供：随時 短期集中予防サービスについての情報提供：随時
②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映、活用可能性の向上	(1)-オ-(イ)	1 適切な介護予防ケアマネジメント業務に向けた支援	介護予防ケアマネジメントマニュアルの整備
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域の高齢者が自立し尊厳を持って健康で生きがいある生活を送れることをめざす。地域に必要な不足している資源を抽出する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発にかかる支援	(1)-カ-(ア)-a, b, c	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報共有 2 地域包括支援センターによる情報提供、啓発への支援 3 介護者のつどいの支援	介護予防、各種介護サービスにかかる情報について、広域連合、市、地域包括支援センターとの間での共有を図る 地域包括支援センターが実施する情報提供、介護サービス、介護予防にかかる啓発活動への支援を行う 地域包括支援センターが実施する介護者のつどいの開催を支援する
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療や介護が必要になても、住み慣れた場所で安心して生活していく体制を進める。多職種連携体制を強化していく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	(1)-カ-(イ)-a	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域包括支援センターとともに、在宅医療・介護連携支援センター等との連携による困難事例等への対応:随時
②医療関係者とのネットワーク構築	(1)-カ-(イ)-b, c	1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等	医師会との共催による事例検討会・研修会等の開催:年3回
		2 医療関係者が開催する会議等への出席	医師会が開催する在宅登録医会への出席:年12回
		3 医療関係者からの情報提供	医師会からの情報について、地域包括支援センターへの情報提供を行う:随時
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)		
この事業の実施方針	認知症の早期発見・早期対応に向け地域の連携体制の強化。認知症に対する正しい知識、理解の啓発。認知症に関連した課題の抽出、支援策の検討。認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	(1)-カ-(ウ)-a	1 認知症初期集中支援のための情報収集 2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析 3 地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針の検討	基幹型認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、認知症に関する地域の実情や社会資源等の情報収集を行う 基幹型認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、チームが抱えるケースを把握・分析し、必要に応じて助言を行う 収集した情報やケースの分析結果をもとに、地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する
②認知症地域支援・ケア向上の推進	(1)-カ-(ウ)-b	1 認知症サポートー養成講座の開催支援 2 認知症ケアバスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援	認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等が開催する認知症サポートー養成講座を支援する 認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアバスの普及啓発と活用を図る 認知症地域支援推進員が進める地域活動、チームオレンジ等の取組への協力・支援を行う
その他、認知症総合支援にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域の実状、地域資源の把握、生活支援機能の強化に向けた体制整備。生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等との連携。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	(1)-カ-(エ)-a	1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域包括支援センターが把握した、不足する生活支援サービスについての分析を行う 分析結果を踏まえ、地域包括支援センターとともに住民主体サービスの開発などへの協力をを行う
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	(1)-カ-(エ)-b	1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援	協議体の実施にあたって、必要に応じて支援を行う 協議体会議への参加:年2回 地域づくり協議会の開催にあたって、必要に応じて支援を行う
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

{}

3-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(オ) 各種会議の開催と出席

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画 における位置づけ	――

この事業の実施方針	各種会議の開催し、広域連合、市、地域包括支援センターと緊密な連携を図る。地域包括支援センターと情報共有を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センター・センター長会議の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 センター長会議の開催 3 結果の共有	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を集約し、検討テーマを設定する 毎月1回開催(必要に応じて臨時に開催) 議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
②地域包括支援センター連絡会議 (鈴鹿市)の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 センター連絡会議の開催 3 結果の共有	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を集約し、検討テーマを設定する 偶数月第3火曜日に開催(必要に応じて臨時に開催) 議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
③専門職別ワーキング会議の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 ワーキング会議の開催 3 結果の共有	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を集約し、検討テーマを設定する 保健師・看護師W:毎月第1火曜開催 主任CMW:毎月第2火曜日開催 社会福祉士W:毎月第3木用開催 (必要に応じて臨時に開催) 書記(持ち回り)が議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
④地域包括支援センター運営協議会に関する調整	(1)-カ-(エ)	1 運営協議会案件の協議・提案 2 結果の共有	運営協議会の開催前に広域連合から依頼があった場合、付議する案件について協議及び提案する 広域連合から配布された議事録を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
その他、会議等にかかる取組		各種会議への参加	医療介護連携等に関する会議、行政・社会福祉協議会等との連携する会議等への参加:随時

4 その他の取組

ア 災害・感染症対策と対応

センター名 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害や感染症が発生した場合にも、介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるように、危機管理体制の構築。関係機関との連携強化。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)により、災害発生時の体制を構築しておく 業務継続計画(BCP)により、感染症発生時の体制を構築しておく
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市内において災害が発生した場合に、市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく 市内において感染症が発生した場合に、市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

イ その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

亀山市基幹型地域包括支援センター

事業計画書

〈基幹型〉

令和3年3月

1 総則 (1) 組織・運営

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	新しく設置される基幹型地域包括支援センターとして求められる役割を理解し、鈴鹿亀山地区広域連合、亀山市、各地域包括支援センター等とのネットワークを構築、維持しながら地域課題の解決に向かう。
この事業計画の進捗管理手法	広域連合担当課との基幹型地域包括支援センター運営会議、市内2つの地域包括支援センターとのセンター長会議、及び職種ごとのワーキングにおいて定期的に確認する。
公平性、中立性を確保するための体制	公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項については、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において、報告・説明等を行い承認を受ける。
個人情報保護体制	個人情報保護に関する法令、法人及び鈴鹿亀山地区広域連合の定める個人情報保護規程等を遵守する。
苦情処理体制	利用者、関係者からの苦情、意見を受けた場合は、懇切丁寧に聞き取りを行い、記録、センターで共有するほか、法人の定める個人情報保護規程に沿って対応にあたる。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人
職員の研修実施計画	法人の定めた研修計画をもとに、職種、経験等に応じた研修受講の機会を設ける。
専門職間の連携体制	月1回開催する地域包括支援センターとの各職種のワーキング会議、センター長会議など定例会議のほか、多職種連携会議など専門職同士の連携に積極的に関わる。

(3) 重点目標

今年度の事業実施にあたっての重点事項	地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくよう、2つの地域包括支援センターとの連携を進めていく。各会議、研修を通して、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行うための業務に重点的に取り組む。
--------------------	---

2 全体調整

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの統括、全体調整

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	2ヶ所の新しい地域包括支援センターの周知・啓発の支援、及び役割の共有
-----------	------------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①市内の地域包括支援センターの統括	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談、助言、指導の実施 2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施、及び地域包括支援センターの意思統一	月1回のセンター長会議等の議題にするほか、機会あるごとに確認し、適宜対応する 適宜、確認事項を基幹型として取りまとめ確認し、連携することで意思と対応の統一を図る
②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング 2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整	月1回のセンター長会議等の議題にするほか、機会あるごとに確認し、適宜対応する 月1回のセンター長会議等の議題にするほか、機会あるごとに確認し、適宜対応する
③地域課題についての協議、及び地域資源の活用についての提案等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域課題に関する広域連合及び市との協議 2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案	亀山市地域ケア圏域会議において、地域課題について協議(3回/年×2回) 基幹型地域包括支援センター運営会議での協議 亀山市地域ケア圏域会議において、地域課題について提案(3回/年×2回) 基幹型地域包括支援センター運営会議での提案
その他、地域包括支援センターの統括、全体調整にかかる取組		3職種ワーキング	各1回/月

(2) 地域包括支援センターの後方支援

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターが役割を果たせるよう、広域連合とのつなぎ役として総合的に支援する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援	6 基幹型センターの位置づけ	1 広域連合からの指示、指導項目等の伝達	随時対応
②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応 2 結果の共有	相談内容とその対応、解決方法について指導、助言を行。必要に応じて広域連合と協議、調整し、解決を図る 相談内容とその対応、解決方法に関し、適宜地域包括支援センターへの周知を図る。
その他、地域包括支援センターの後方支援にかかる取組		居宅介護支援事業所研修会の開催支援 介護サービス向け事業所研修会の開催支援	4回/年 4回/年

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	各機関の連携体制を再構築するとともに、あらゆる課題について関係機関との連携並びに機能分担について整理し、円滑で切れ目のない相談支援等が提供される体制を目指す
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①緊急・困難事例への支援	(1)-ア-(ア)	1 緊急・困難事例に対する処遇検討 2 ケース会議の実施 3 事例への介入 4 事後フォロー及び支援結果の共有	対応困難な事案については、検討会議を行うとともに、広域連合に報告する 地域包括支援センターを交えたケース会議を実施する 地域包括支援センター及び(又は)市、広域連合との役割分担をしながら対応を行う 介入後も地域包括支援センター及び(又は)市、広域連合と連絡、調整を図るとともに、支援の結果を共有する
②相談事例の把握・分析と共有	(1)-ア-(イ)	1 相談事例の把握・分析 2 効果の方策の検討 3 事例検討会の実施	地域包括支援センターの相談事例を把握し、その傾向を分析する 相談に対する効果的な方策等の好事例を集約する 好事例を利用した事例検討会を実施し、相互の対応について振り返る機会を持つ:年1回
③市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築	(1)-ア-(ウ)	1 介護施設協会等とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会とのネットワーク 4 生活支援コーディネーターとの連携 5 その他のネットワーク	多職種連携会議などへの出席、関与のほか、介護支援専門員協会、社会福祉士会など専門職団体との積極的な連携も心掛けていく 多職種連携会議へ出席する:年4回 在宅医療介護連携推進協議会へ出席する:年2回 民生委員児童委員定例会へ出席し、有効な情報提供を行う:月1回×4地区 協議体会議へ出席する:年1回 各まちづくり協議会、民生児童委員、福祉委員等との連携を心掛け、2つの地域包括支援センターとともに相談窓口としての機能を果たす
④相談業務の標準化	(1)-ア-(エ)	1 地域包括支援センター運営マニュアルの整備 2 相談受付マニュアルの整備	広域連合、市との連携のもとマニュアルを検討する 広域連合、市との連携のもとマニュアルを検討する
その他、総合相談支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	関係機関との連携を強化し、支援が必要な人へのサポートを継続する
-----------	---------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等の活用事例の情報共有 2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進 3 制度にかかる普及啓発活動の推進	必要に応じて成年後見制度利用につながったケースを地域包括支援センターと共有する 地域包括支援センター職員に対する成年後見制度等の研修会を実施する:年1回 地域包括支援センター・社会福祉協議会担当職員との普及啓発活動を実施する
②支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(イ)	1 支援困難事例への対応 2 虐待事例があった場合の対応	地域包括支援センター・社会福祉協議会と連携し対応にあたる:随時対応 地域包括支援センター・市等と連携しながら対応にあたる:随時対応
③消費者被害の防止	(1)-イ-(ウ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	消費者被害のあったケースについて地域包括支援センター・鈴鹿亀山消費生活センター等と共有する
④高齢者虐待の予防等	(1)-イ-(エ)	1 養護者支援の充実 2 若年層への虐待防止啓発	地域包括支援センターと連携してリスクのある家庭への早期介入を行い、養護者を支援することで、虐待の未然防止を図る 地域包括支援センターと連携して親の介護等を控えた若年層への啓発活動の充実を図る
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標1 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	困難事例の対応をする地域包括支援センターを支援し、事例検討会や研修会を通してノウハウの共有を図る
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①事例検討会・研修会の開催支援	(1)-ウ-(ア)	1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力 2 地域包括支援センター職員の資質の向上	地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会についての指導、助言を行う。: 隨時 地域包括支援センター職員への研修会を実施する: 年1回
②支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(イ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席 3 支援事例に関するフォロー	地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応を行う 地域包括支援センターからの支援要請に応じて随時対応を行う 支援を行った事例の定期的な振り返り・モニタリングを実施する 共通課題、地域課題としてとらえられるものは各会議へ報告、対応を行う
③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援	(1)-ウ-(ウ)	1 介護支援専門員等への研修会の実施 2 介護支援専門員等への情報提供	居宅介護支援事業所研修会において実施する: 年4回 居宅介護支援事業所研修会・多職種連携会議などの出席を呼びかける
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)		
この業務の実施方針	地域包括支援センターにおける個別レベルと圏域レベルの地域ケア会議の開催を促進するとともに、運営ノウハウなどの共有を図る		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化	(1)-エ-(ア)	1 地域ケア個別会議の開催支援 2 地域ケア圏域会議の開催支援	開催手法、運営マニュアルの作成・充実等を通じたノウハウの共有化を図る 開催手法、運営マニュアルの作成・充実等を通じたノウハウの共有化を図る
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ)	1 自立支援型地域ケア会議の開催 2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施 3 広域連合への報告 4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック	自立支援型地域ケア会議を適宜開催する:年12回程度 自立支援型地域ケア会議の開催に先立つ地域包括支援センターとの事前協議、及び情報共有のための事後協議を実施する 広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告する 亀山市とともに主催する:年1回 地域ケア推進会議の結果を地域ケア圏域会議等に報告し、共有を図る
③会議を通じた介護支援専門員への支援	(1)-エ-(ウ)	1 地域ケア個別会議における参加環境の整備 2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備	地域ケア個別会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る 広域連合とともに自立支援型地域ケア会議への参加ルール作りを行い、その周知を図る
④会議を通じた関係者の連携支援	(1)-エ-(エ)	1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援 2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映	地域ケア圏域会議を主催する地域包括支援センターに協力し、課題解決に向けた関係構築を促進する 地域包括支援センターとともに地域ケア圏域会議において住民代表の参加を要請するとともに、介護支援専門員等を通じた利用者の声の反映に努める
⑤共通課題の整理と課題の政策化	(1)-エ-(オ)	1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析 2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討	地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を整理し、分析する 地域包括支援センターにおいて開催された地域ケア圏域会議での課題を解決するための方策を検討する
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	自立支援に資するケアマネジメントが提供されるよう、自立支援型地域ケア会議への参加を促すとともにケアプラン点検や事例検討などを通じて助言を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援	(1)-オ-(ア)	1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援 2 住民主体サービス、地域の予防活動の活用促進 3 短期集中予防サービスの活用促進	自立支援型地域ケア会議などを通じたケアプラン作成に対する情報・ノウハウ提供を行う:適宜年12回程度 住民主体サービスや地域活動に関する情報提供を行う:随時 短期集中予防サービスについての情報提供を行う:随時
②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映、活用可能性の向上	(1)-オ-(イ)	1 適切な介護予防ケアマネジメント業務に向けた支援	地域包括支援センター職員、また委託するケアマネジャーが確実に業務を進められるよう、地域包括支援センターの協力を得ながら、広域連合とともに介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成する
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(7) 介護予防普及啓発事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)		
この事業の実施方針	多様な主体による多様なサービスの提供に向けて、総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対して周知を図り、利用を促す		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発にかかる支援	(1)-カ-(ア)-a, b, c	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報共有 2 地域包括支援センターによる情報提供、啓発への支援 3 介護者のつどいの支援	介護予防、各種介護サービスにかかる情報について、広域連合、市、地域包括支援センターとの間での共有を図る 地域包括支援センターが実施する情報提供、介護サービス、介護予防にかかる啓発活動への支援を行う 亀山市が実施する介護者のつどいの開催を支援する
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向4 在宅医療生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が円滑に提供される体制づくりと人材の育成・確保を進める
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	(1)-カ-(イ)-a	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域包括支援センターとともに、市担当部署等との連携による困難事例等へ対応する:随時
②医療関係者とのネットワーク構築	(1)-カ-(イ)-b, c	1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等 2 医療関係者が開催する会議等への出席 3 医療関係者からの情報提供	多職種連携会議へ出席する:年4回 医師会主催の研修会等の参加する:年1回 有効な情報については地域包括支援センターと共に共有する:随時
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症の早期診断・早期対応が必要な事例への地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携を図る
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	(1)-カ-(ウ)-a	1 認知症初期集中支援のための情報収集 2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析 3 地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針の検討	認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、認知症に関する地域の実情や社会資源等の情報収集を行う 認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加し、チームが抱えるケースを把握・分析し、必要に応じて助言を行う 収集した情報やケースの分析結果をもとに、地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する
②認知症地域支援・ケア向上の推進	(1)-カ-(ウ)-b	1 認知症サポーター養成講座の開催支援 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援	地域包括支援センターとともに認知症サポーター養成講座を支援する 認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及啓発と活用を図る 認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取組への協力・支援を行う
その他、認知症総合支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ) 生活支援体制整備事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)		
この事業の実施方針	地域に根ざした介護予防や生きがいづくりの活動を充実させるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの連携強化に向けた支援を行う		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	(1)-カ-(エ)-a	1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域包括支援センターが把握した、不足する生活支援サービスについての分析を行う 分析結果を踏まえ、地域包括支援センターとともに住民主体サービスの開発などへの協力をを行う
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	(1)-カ-(エ)-b	1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援	協議体の実施にあたって、必要に応じて支援を行う まちづくり協議会の開催にあたって、必要に応じて支援を行う
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(オ) 各種会議の開催と出席

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	それぞれの会議が連動するよう目的を位置付け、各課題を共有、解決に向けた協議を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センター・センター長会議の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 センター長会議の開催 3 結果の共有	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を集約し、検討テーマを設定する 毎月第4火曜日に開催(必要に応じて臨時に開催) 議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
②地域包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 センター連絡会議の開催 3 結果の共有	
③専門職別ワーキング会議の開催	(1)-カ-(エ)	1 検討テーマの設定 2 ワーキング会議の開催 3 結果の共有	地域包括支援センター、市、広域連合から議案を集約し、検討テーマを設定する 主任介護支援専門員 毎月第3火曜日 社会福祉士 毎月第3水曜日 保健師等 每月第3木曜日に開催する(必要に応じて臨時に開催) 議事録を作成し、広域連合に内容を確認の上、地域包括支援センターと共有する
④地域包括支援センター運営協議会に関する調整	(1)-カ-(エ)	1 運営協議会案件の協議・提案 2 結果の共有	運営協議会の開催前に広域連合から依頼があった場合、付議する案件について協議及び提案する 広域連合から配布された議事録を確認の上、地域包括支援センターへ配布する
その他、会議等にかかる取組			*

4 その他の取組
ア 災害・感染症対策と対応

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるよう、それぞれの機関・組織における危機管理体制を構築する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	法人が行う業務継続計画(BCP)の作成に参画し、災害発生時の体制や具体的な対策を構築する 業務継続計画(BCP)により、常時の準備、感染症発生時の体制を構築する
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく 市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築しておく
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

イ その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第1地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則

(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	会議において関係部局管理者に対し事業計画を提示し、意見を求めると同意の今後の連携強化を図る。
この事業計画の進捗管理手法	同法人である鈴鹿第2地域包括支援センターと、互いの事業計画の進捗状況の確認、意見交換を行う。 基幹型包括に意見を求めていく。

公平性、中立性を確保するための体制	公益性の視点で、各居宅介護支援事業所や各関係機関との情報交換や意見の聞き取りなどを行い、事業運営を行う。
個人情報保護体制	個人情報保護責任者をおき、常に各職員が個人情報保護法及び三重県個人情報保護条例を順守する。個人情報に関する保管・管理を徹底し、保管庫の施錠などの確認や職員が常に配慮できるように、センター内に掲示しておく。
苦情処理体制	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(広域連合提出書類第3号)を順守する。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[2]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事者[1]人
職員の研修実施計画	長寿社会開発センター 職員基礎研修 三重県包括・在介協研修 圏域の行政、専門職団体の研修
専門職間の連携体制	隨時、3職種間での情報共有、各職種の専門的視点からの意見交換、事例検討会などを行っている。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	民生児童委員定例会に参加し情報交換を行う。 圏域担当の生活支援コーディネーターと情報交換を行う。 圏域内の事業所と情報交換を行う。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 22,538人 65歳以上人口 7,107人 うち、75歳以上人口 3,587人 高齢化率 31.5% 75歳以上比率 15.9%
地域資源の状況	まちづくり協議会による移動支援、見守り活動 移動商店 民生委員児童委員、まちづくり協議会、生活支援コーディネーターと連携し情報交換を行い地域 資源の状況の把握を行っていく。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	圏域の民生委員児童委員との連携強化。 民生委員や生活支援コーディネーターとの情報共有と社会資源の可視化。 圏域内の介護サービス事業所との連携強化。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	高齢者が多く住む地域であり、昔からの関係性などもあるため、民生委員、地域住民との連携を密にしながら、行政、医療、福祉、などの各関係機関と連携して地域での支援体制を構築し、適切なサービスや機関・制度につなげ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくように支援していく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	個別事例を通じた連携(随時) 合同事例検討会＆プラットフォーム会議による連携強化(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 個別事例を通じた連携(随時) 登録医会への参画(年12回) 在宅医療・介護連携支援センターとの連携(随時) 個別事例を通じた連携(随時) 民生委員を通じた自治組織へのアプローチ 民児協定例会への出席:年12回 イベントなどの支援 各サロンへの訪問 介護者のつどいの開催 生活支援コーディネーターとの連携による当事者団体へのアプローチ(随時) 社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の集会などに出席。 エリアマネジメントによる地域情報のフィードバックによる連携(随時)
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	随時対応 随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	ホームページや地区市民センターの掲示板などで周知 転送電話での対応などをホームページなどで周知 通常通り開設していることを、ホームページなどで周知 虐待対応が必要な場合は、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括との連絡体制を整備
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応 相談内容を聴き取りアセスメントを実施 3職種間で共有ツールを用いて管理 自包括内の検討会及び事例検討会などでた包括との比較分析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	聴き取った相談内容をデータとして保管・管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データとして保管・管理している相談内容の一部共有化
		4 障がい分野との連携体制	必要時に随時対応
		5 子育て分野との連携体制	必要時に随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	まちづくり協議会との連携や地域のサロンとの連携、地域ケア会議を通じて把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターとの連携し、地域に応じたサービスの開発に対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	民生委員、生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理
その他、総合相談支援にかかる取組		1 世帯単位での支援体制の構築	民生委員や各関係機関との連携し適宜対応

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	高齢者の抱える問題のみにとらわれることなく、その家族全体をアセスメントし今後起こりうる課題に対して伴走型の支援を展開し、権利の侵害などが防止できるようにしていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に随時把握 後見サポートセンターと連携して対応 事例検討会などで他事例との状況の比較分析
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	個別相談時に随時把握 市、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿った対応を行う(随時) 市との協議の上での緊急一時保護の実施
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	民生委員等の見守りネットワーク等との連携による把握(随時) 介護支援専門員からの把握(随時) 警察・消防との連携による把握(随時) 危機介入ネットワークの活用による多方面からの介入(随時)
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	個別事例を通じた連携(随時) 社会福祉士ワーキングの情報共有 民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) 圏域での詐欺事例が出た際の情報共有(随時)
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	権利擁護シンポジウムの開催(年1回) 民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標1 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	・介護支援専門員への後方支援を行いつつ、地域の様々なインフォーマルな社会資源の可視化を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	個別事例を通じた連携(随時) プラットフォーム会議の開催(年4回) 事例検討会を通じた連携(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 生活支援コーディネーターを招いての「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」の実施(年1回)
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	個別事例を通じた連携(随時) 合同事例検討会 & プラットフォーム会議による連携(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 事例検討会を通じた情報提供(年4回) 研修会を通じた情報提供(年2回) 福祉情報ツールの配布(随時)
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	個別事例を通じた連携(随時) 個別事例を通じた連携(随時)
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター

令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
6月			
7月	鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会 「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」 講師 鈴鹿市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
8月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
9月	鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会 「基幹型包括の役割と自立支援型ケアプランの作成について」 講師 鈴鹿市社会福祉協議会 基幹型地域包括支援センター	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
10月			
11月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議 (医療連携)	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括・在宅医療介護連携支援センター
12月			
1月			
2月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議 (権利擁護)	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括・権利擁護センターみらい
3月			

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	個別地域ケア会議を通じての地域課題の抽出と、それに対する具体的な解決に向けた協議までの一連の流れを、圏域内の居宅介護支援事業所等と協働する事で可視化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	年12回程度開催 →介護保険のサービス担当者会議とは別で、司法書士、民生委員、弁護士等、他機関を巻き込んだ会議を個別地域ケア会議に認定してよいとH29年11/17に広域連合谷本さんに確認済み。 プラットフォーム会議での情報共有(年4回) 年2回程度開催 個別事例を通じて把握した地域課題を元に毎回設定 個別会議、圏域会議を整理し把握
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係機関との協働による解決に向けたプロジェクトチーム等への参画 鈴鹿市の要請により参加(年1回) 広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告 民生・児童委員定例会での情報共有(随時) プラットフォーム会議にて情報を共有(年4回)
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い参加(随時) 民生・児童委員定例会での情報共有(随時) プラットフォーム会議にて情報を共有(年4回)
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	地域の中で自分らしい生活を継続していくように、環境整備や地域への啓発も含めて支援体制を整える。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携を取り、その人なりの活動と参加が可能となる支援を行う 本人の身体機能だけでなく、環境へのアセスメントも行い、QOL向上に向けた具体的目標設定を行う 生活支援コーディネーターとの協同による社会資源の可視化を進める事で、介護支援専門員がプランニングしやすい環境を作る プラットフォーム会議での活用事例や導入までのフローの紹介による介護支援専門員への情報提供(年1回) モニタリングを行う中での、課題達成した高齢者の地域でのグループ活動への再統合の推進。
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による早期介入と、短期集中予防サービスの導入数の増加 一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時) 一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時) 生活支援コーディネーターとの協同による受け皿づくり
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	早期から介護予防の取り組みを行う事でのメリットを、様々な媒体での普及啓発を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりによる情報提供(年4回) 圏域地区市民センターでの案内掲示 住民への啓発ツール(ロゴ入りマグネット)の配布
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供(随時)
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	圏域の一般介護予防事業所との連絡会(年1回)
		4 介護者のつどいの開催	介護者の集いの開催(年4回)
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	住み慣れた地域で、適切な医療や介護を受けながら、安心して生活が出来るように、各関係機関と連携して支援が出来るようにしていく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携による支援の実施(随時) 診療所等との連携による支援の実施(随時) 入院医療機関等との連携による支援の実施(随時)
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会＆プラットフォーム会議(医療連携強化月間)の開催(年1回) 在宅医療・介護連携支援センター主催の研修会への参加(随時) 鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会＆プラットフォーム会議(医療連携強化月間)の開催(年1回) 登録医会への参加(年12回)
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症初期集中支援チーム、民生委員や自治会と連携し、圏域内での認知症の早期発見と地域への啓発や見守り体制の構築を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	認知症に対する初期集中支援が必要なケースについて、鈴鹿西部認知症初期集中支援チームのつなぎを行う(随時) チームとの情報共有と居宅介護支援事業所とも連携してフォローバック体制を整える。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアバスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーター養成講座の開催:鈴鹿西部認知症初期集中支援チームとの共催で年1回 相談援助の際に活用 認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取組への協力:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター 令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域での生活支援体制が進むよう、生活支援コーディネーターと協働し住民活動の後方支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	生活支援コーディネーターを招いての「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」の実施(年1回) 生活支援コーディネーターと介護支援専門員との意見交流(プラットフォーム会議に年4回) 個別地域ケア会議において出された課題の把握(隨時) 生活支援サービスの開発等への協力をを行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて積極的に活用する事で生活支援サービスの社会化を進める:隨時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体への参加:隨時 地域づくり協議会・総会への参加:隨時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	会議の出席を通じて、圏域内のサービス事業所等との連携を密にして地域課題解決に取り組んで行く。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	グループホームうの花、グループホームさつきの里、グループホーム色えんぴつ、グループホーム友の里、グループホーム悠久、小規模多機能センター鈴鹿けやき苑、デイサービスセンタールーエハイム椿の運営推進会議に参加
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	年12回 年6回 主任ケアマネワーキング年12回、社会福祉士ワーキング年12回、看護師ワーキング年12回、 随時 随時
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

囲域名

鈴鹿第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	自立支援に向けたケアマネジメントの推進
-----------	---------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	本人の能力と環境に着目した自立支援に向けたケアマネジメントを行う。 住民サービス等、地域の社会資源もプランに位置付けるように意識する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	利用者の希望を確認したうえで十分な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者への委託を行い、特定の事業者への偏りがないように委託先を選定する 鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会:年4回 鈴鹿第1・第2圏域 合同プラットフォーム会議:年4回 鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会:年2回 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う 委託先の介護支援専門員への助言:随時 各種研修会等の開催(年6回) プラットフォーム会議での広域連合給付G、指導Gとの意見交換会:年1回 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく。 質を担保した上で業務の効率化の推進
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害時における圏域での福祉サービスの継続的提供が可能となるよう、その協議を進める。 居宅介護支援事業所と連携して、災害時の支援体制を検討する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	災害発生時もサービスが持続的に提供されるために、関係機関と協力して、業務継続計画(BCP)作成のための検討会を開く。 感染症発生時もサービスが持続的に提供されるために、関係機関と協力して、業務継続計画(BCP)作成のための検討会を開く。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に、地域避難所と福祉関係者との間で要援護者の状況把握が円滑にできること、避難中に提供できる福祉サービスの情報発信ができる目的に、関係機関と協力して、具体策の検討を行う。 感染症発生時に、介護事業所がやむなく業務停止した際にも、介護サービスが必要な方がサービスを利用できるようにする体制を構築するために、関係機関と協力して、具体策の検討を行う。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

圏域プラットフォーム会議(仮称)とは
<p>「プラットホーム」とは、地域包括ケアシステム構築のために、分野領域を超えて、地域づくりの担い手が出会い、つながりの中から更なる展開を生むための『場』を指します。圏域で、まちづくり協議会等地域団体との協働体制を構築するためにも、まずは、地域包括支援センターと圏域の居宅介護支援事業者が互いに協力して、地域の高齢者の生活を支える体制を構築する必要があります。</p> <p>当地域包括支援センターは、圏域の13居宅介護支援事業所と研修会や事例検討会を通じて相互理解を深め、圏域の福祉課題とともに議論したりできる福祉協議体を構築することを目指します。当センターが、地域住民団体と居宅介護支援事業所の介護支援専門員をつなぐ役割りが担えることで、より良い地域包括ケアシステムの構築や、災害時等業務継続計画(BCP)体制の構築ができるようになればと考えています。</p>

令和3年度

センター名

鈴鹿第2 地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	会議において関係部局管理者に対し事業計画を提示し、意見を求めると同意の今後の連携強化を図る。
この事業計画の進捗管理手法	9月を目途に基幹型地域包括支援センターをスーパーバイザーに迎え、第1地域包括支援センターと第2地域包括支援センターとの合同会議を行い、互いの事業計画の進捗具合の確認を行うと共に下半期に向けての事業運営の修正を行う。
公平性、中立性を確保するための体制	圏域の居宅介護支援事業所に対する第2地域包括支援センターの事業計画の開示と、計画達成に向けた意見聴取、及びその意見の次年度以降での計画での反映。
個人情報保護体制	個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書(広域連合提出書類、様式第4条第1項及び第2項、第5条第1項関係)を順守する。
苦情処理体制	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(広域連合提出書類、第3号)を順守する。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[2]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事職員[1]人
職員の研修実施計画	地域包括支援センター 職員基礎研修(長寿社会開発センター主催) 地域権利擁護支援研修(三重県健康福祉部 長寿介護課主催) 三重県介護支援専門員協会 鈴鹿支部主催の研修会への参加
専門職間の連携体制	毎朝の朝礼での申し送りの徹底。 月1回のケース検討会を通じての三職種間の連携強化。 月1回のエアマネジメント制による担当圏域のネットワークの進捗具合の報告

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	日々のケースワークの集積 圏域内の見守りネットワークを担う民生・児童委員協議会との連携 民生委員や生活支援コーディネーターからのヒアリングによる圏域内の社会資源の可視化 圏域事業所等との意見交換
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 32,786人 65歳以上人口 8,232人 うち、75歳以上人口 3,896人 高齢化率 25.1% 75歳以上比率 11.9%
地域資源の状況	民生・児童委員協議会、自治会、老人会、サロン、まちづくり協議会等、様々な地域資源があるが構成員が兼務している事多く、その任期もばらつきがある。よって新体制に移行するこの1年は再度基盤固めの意味で民生・児童委員協議会との連携強化を進める事とする。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	圏域内の見守りネットワークを担う民生・児童委員協議会との連携強化。 民生委員や生活支援コーディネーターからのヒアリングによる圏域内の社会資源の可視化。 圏域内の介護サービス事業所との連携強化。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	「断らない相談」を意識し、幅広い相談に乗れる腰の低いセンターとなる。
-----------	------------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	個別事例を通じた連携(随時) 合同事例検討会＆プラットフォーム会議による連携強化(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 個別事例を通じた連携(随時) 登録医会への参画(年12回) 在宅医療・介護連携支援センターとの連携(随時) 個別事例を通じた連携(随時) 民生委員を通じた自治組織へのアプローチ 個別事例を通じた連携(随時) 民生・児童委員協議会定例会への参加(年度内に圏域の全民児協定例会議へ参加) 生活支援コーディネーターとの連携によるサロン代表者へのアプローチ(随時) 生活支援コーディネーターとの連携による当事者団体へのアプローチ(随時) 生活支援コーディネーターとの連携によるボランティア団体へのアプローチ(随時) エリアマネジメントによる地域情報のフィードバックによる連携(随時)
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	新規依頼に対する訪問(随時) 民生委員等の見守りネットワークとの連携強化(随時)
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	ホームページや包括だよりでの啓発 圏域地区市民センターでの案内掲示 住民への啓発ツール(ロゴ入りマグネット)の配布 転送電話による24時間相談対応の実施とホームページや包括だよりでの啓発 転送電話による24時間相談対応の実施とホームページや包括だよりでの啓発 センター職員の会社用携帯電話の活用、センター職員への一斉メール発信 緊急度に応じた行政担当者との情報共有
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応 世帯全体へのアセスメントを行う事で、介護以外の課題も把握できるよう努める。 相談台帳への記載の徹底、及び情報の共有 困難事例の傾向分析と、必要とされる社会資源の有無についての考察 ケース属性から見る予防的アプローチの検討

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	月1回のケース検討会でのSVを行いつつ、緊急度も確認していく 気軽に課員が相談し合える職場環境を構築する
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	分離保護の可能性がある事例の報告 成年後見制度首長申立てを視野に入れたケース展開が予測される事例の報告
		4 障がい分野との連携体制	個別事例を通じた連携(随時) 精神保健福祉ワーキングへの出席(年6回)
		5 子育て分野との連携体制	個別事例を通じた連携(随時)
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	民生・児童委員との関わりの中で把握(随時) 生活支援コーディネーターとの関わりの中で把握(随時)
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターによるサロン代表者と専門職との座談会等の実施(随時)
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターとの連携(随時)
その他、総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	・積極的権利擁護の推進が図れるよう、具体的介入だけでなく住民啓発にも力を入れる。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析 4 日常生活自立支援事業との連携	世帯全体へのアセスメントを行う事で、先を見越した権利擁護の必要性を判断する 民事法律扶助や成年後見制度利用促進事業を活用した司法書士等との連携(年6件) 事例検討会等で他包括の状況と比較して分析 社会福祉協議会との連携(随時)
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	民生委員等の見守りネットワーク等との連携による把握(随時) 介護支援専門員からの把握(随時) 警察・消防との連携による把握(随時) 市、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿った対応を行う(随時) 市との協議の上での緊急一時保護の実施
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	民生委員等の見守りネットワーク等との連携による把握(随時) 介護支援専門員からの把握(随時) 警察・消防との連携による把握(随時) 危機介入ネットワークの活用による多方面からの介入(随時)
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	個別事例を通じた連携(随時) 社会福祉士ワーキングの情報共有 民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) 圏域での詐欺事例が出た際の情報共有(随時)
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	権利擁護シンポジウムの開催(年1回) 民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
その他、権利擁護にかかる取組		1 老い仕度の推進	遺言、任意後見制度、死後事務委任契約等、自身の自己決定による老い仕度の推進(随時)

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	・介護支援専門員への後方支援を行いつつ、地域の様々なインフォーマルな社会資源の可視化を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	個別事例を通じた連携(随時) プラットフォーム会議の開催(年4回) 事例検討会を通じた連携(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 生活支援コーディネーターを招いての「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」の実施(年1回)
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	個別事例を通じた連携(随時) 合同事例検討会＆プラットフォーム会議による連携(年4回) 研修会を通じた連携(年2回) 事例検討会を通じた情報提供(年4回) 研修会を通じた情報提供(年2回) あんず便り(福祉情報ツール)の配布(随時)
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	個別事例を通じた連携(随時) 個別事例を通じた連携(随時)
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 地域のインフォーマルな社会資源の可視化	生活支援コーディネーターを招いての「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」の実施(年1回)

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター

令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
6月			
7月	鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会 「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」 講師 鈴鹿市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
8月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
9月	鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会 「基幹型包括の役割と自立支援型ケアプランの作成について」 講師 鈴鹿市社会福祉協議会 基幹型地域包括支援センター	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括
10月			
11月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議 (医療連携強化月間)	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括・在宅医療介護連携支援センター
12月			
1月			
2月	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会 &プラットフォーム会議 (権利擁護強化月間)	圏域内の介護支援専門員 ①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠久、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪せきれい、⑫うらら、⑬回生居宅	共催:鈴鹿第1包括・鈴鹿第2包括・権利擁護センターみらい
3月			

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	個別地域ケア会議を通じての地域課題の抽出と、それに対する具体的な解決に向けた協議までの一連の流れを、圏域内の居宅介護支援事業所等と協働する事で可視化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催	年12回程度開催 →介護保険のサービス担当者会議とは別で、司法書士、民生委員、弁護士等、他機関を巻き込んだ会議を個別地域ケア会議に認定してよいとH29年11/17に広域連合谷本さんに確認済み。
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	プラットフォーム会議での情報共有(年4回)
		3 地域ケア圏域会議の開催	年2回程度開催
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	個別事例を通じて把握した地域課題を元に毎回設定
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	個別会議、圏域会議を整理し把握
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	関係機関との協働による解決に向けたプロジェクトチーム等への参画
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力	鈴鹿市の要請により参加(年1回)
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	民生・児童委員定例会での情報共有(随時) プラットフォーム会議にて情報を共有(年4回)
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力	基幹型包括の要請に従い参加(随時)
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	民生・児童委員定例会での情報共有(随時) プラットフォーム会議にて情報を共有(年4回)
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	地域の中で主体的な活動が出来るよう、本人に対する支援と共に受け皿となる地域の社会資源の支援も行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携を取り、そのなりの活動と参加が可能となる支援を行う 本人の身体機能だけでなく、環境へのアセスメントも行い、QOL向上に向けた具体的目標設定を行う 生活支援コーディネーターとの協同による社会資源の可視化を進める事で、介護支援専門員がプランニングしやすい環境を作る プラットフォーム会議での活用事例や導入までのフローの紹介による介護支援専門員への情報提供(年1回) モニタリングを行う中での、課題達成した高齢者の地域でのグループ活動への再統合の推進。
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による早期介入と、短期集中予防サービスの導入数の増加 一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時) 一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時) 生活支援コーディネーターとの協同による受け皿づくり
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	住民自身が早い段階で介護予防の取り組みが行えるよう、様々な媒体での普及啓発を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりによる情報提供(年4回) 圏域地区市民センターでの案内掲示 住民への啓発ツール(ロゴ入りマグネット)の配布
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供(随時)
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	圏域の一般介護予防事業所との連絡会(年1回)
		4 介護者のつどいの開催	介護者の集いの開催(年4回)
		5 サロンとの連携による介護予防に資する地域づくりの推進	生活支援コーディネーターによる住民と専門職との意見交換会の実施(年1回)
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	住民自らが自身にとって最良の医療は何かを考える事で、主体的に自身の人生をデザインする事が出来るよう側縁的な支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携による支援の実施(随時) 診療所等との連携による支援の実施(随時) 入院医療機関等との連携による支援の実施(随時)
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会＆プラットフォーム会議(医療連携強化月間)の開催(年1回) 在宅医療・介護連携支援センター主催の研修会への参加(随時) 鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会＆プラットフォーム会議(医療連携強化月間)の開催(年1回) 登録医会への参加(年12回)
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 まちづくり協議会での在宅医療講演会の運営協力	圏域内のまちづくり協議会での講演会の実施(初年度は井田川地区で試験的に開催、年1回)

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

図域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	図域内での認知症の早期発見システムとサポート体制の構築
-----------	-----------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	認知症に対する初期集中支援が必要なケースについて、鈴鹿西部認知症初期集中支援チームのつなぎを行う(随時) つないだケースについて、一定期間後の相談支援の際にフォローが出来るよう、チームとの情報共有を図る。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーター養成講座の開催:鈴鹿西部認知症初期集中支援チームとの共催で年1回 相談援助の際に活用 認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取組への協力:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

団域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域での生活支援体制が進むよう、生活支援コーディネーターと協働し住民活動の後方支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	生活支援コーディネーターを招いての「地域の社会資源の現状と活用に向けた協議」の実施(年1回) 生活支援コーディネーターと介護支援専門員との意見交流(プラットフォーム会議に年4回) 個別地域ケア会議において出された課題の把握(随時) 生活支援サービスの開発等への協力をを行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて積極的に活用する事で生活支援サービスの社会化を進める:随時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体への参加:随時 地域づくり協議会・総会への参加:随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	会議の出席を通じて、圏域内のサービス事業所等との結びつきを密にすると共に地域課題解決に向けた議論を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	・DSアスプラン、GH国府、DSリーフ、DS愛すみよし苑、DSベラコリーナ、達人の館、看護小規模多機能居宅介護アルテハイム鈴鹿、等の運営推進会議への参加(随時) ・登録医会への参加(年12回)
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 センター合同連絡会への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席 6 ケアプラン点検への出席	年12回 年6回 主任ケアマネワーキング年12回、社会福祉士ワーキング年12回、看護師ワーキング年12回、 随時 随時 随時
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

図域名	鈴鹿第2 地域包括支援センター
	令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	自立支援に向けたケアマネジメントの推進と同時に、圏域内でのケアマネジメント量の継続的確保に向けた協議を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合った ケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用による ケアマネジメントの実施	本人の能力だけでなく、環境に着目した自立支援に向けたケアマネジメントを行う。 住民サービス等、地域の社会資源もプランに位置付けるように意識する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	利用者の希望を確認したうえで十分な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者の委託を行い、特定の事業者への偏りがないように委託先を選定する 鈴鹿第1・第2圏域 合同事例検討会:年4回 鈴鹿第1・第2圏域 合同プラットフォーム会議:年4回 鈴鹿第1・第2圏域 合同研修会:年2回 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う 委託先の介護支援専門員への助言:随時 各種研修会等の開催(年6回) プラットフォーム会議での広域連合給付G、指導Gとの意見交換会:年1回 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく。 質を担保した上での業務の効率化の推進
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

圈域名 鈴鹿第2 地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害時における圏域での福祉サービスの継続的提供が可能となるよう、その協議を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	災害発生時もサービスが持続的に提供されるために、関係機関と協力して、業務継続計画(BCP)作成のための検討会を開く。 感染症発生時もサービスが持続的に提供されるために、関係機関と協力して、業務継続計画(BCP)作成のための検討会を開く。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に、地域避難所と福祉関係者との間で要援護者の状況把握が円滑にできること、避難中に提供できる福祉サービスの情報発信ができる目的に、関係機関と協力して、具体策の検討を行う。 感染症発生時に、介護事業所がやむなく業務停止した際にも、介護サービスが必要な方がサービスを利用できるようにする体制を構築するために、関係機関と協力して、具体策の検討を行う。
その他、災害・感染症対策にかかる取組		1 災害時の安否確認や仮設住宅でのケアマネジメント実施に向けた仕組みづくり	広域連合の持つ介護保険認定情報や長寿社会課の持つ要援護者台帳情報の災害時の取り扱いに関する協議を進める。

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	プラットフォーム会議についての追加説明
<p>「プラットホーム」とは、地域包括ケアシステム構築のために、分野領域を超えて、地域づくりの担い手が出会い、つながりの中から更なる展開を生むための『場』を指します。圏域で、まちづくり協議会等地域団体との協働体制を構築するためにも、まずは、地域包括支援センターと圏域の居宅介護支援事業者が互いに協力して、地域の高齢者の生活を支える体制を構築する必要があります。</p> <p>当地域包括支援センターは、圏域の13居宅介護支援事業所と研修会や事例検討会を通じて相互理解を深め、圏域の福祉課題をともに議論したりできる福祉協議体を構築することを目指します。当センターが、地域住民団体と居宅介護支援事業所の介護支援専門員をつなぐ役割りが担えることで、より良い地域包括ケアシステムの構築や、災害時等業務継続計画(BCP)体制の構築ができるようになればと考えています。</p>	

令和3年度

センター名

鈴鹿第3地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
 (1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第3 令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	法人の理事会で事業計画を提示し承認を得る。
この事業計画の進捗管理手法	事業計画を自己評価し、計画の見直し・改善を行い進捗状況を理事会に報告する。

公平性、中立性を確保するための体制	3職種およびプランナーによる複数の専門職の視点から検討を行う。また、相談者には事業所の一覧表などを提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設ける。
個人情報保護体制	個人情報の漏えい、滅失、き損の予防は正のため、法人の規定に則り法令を順守する。個人情報の保護と活用のバランスをとり、個人情報保護条例を適切に解釈・運用する。また、個人情報保護の取組みを周知徹底させるために必要な教育を継続的に行う。
苦情処理体制	センター長を責任者とした迅速な報告体制をとり、苦情内容については職員全員で共有する。必要に応じて第三者委員会への報告・助言を受ける。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事者[2.5]人
職員の研修実施計画	国・三重県等が実施する地域包括支援センター従事者研修及び主任介護支援専門員研修、3職種の専門研修、在宅医療ケア勉強会をはじめ関係機関が主催の研修会や勉強会に積極的に参加するとともに、必要に応じて伝達講習を行う。
専門職間の連携体制	3職種が縦割に業務を行うのではなく、3職種の専門性をお互いが理解し、包括支援センターの理念・方針を理解した上で適切な役割分担を行う。また、職員全員が相互に情報を共有するために毎朝礼や連絡調整会議を定期的に開催する。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	まちづくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの地域関係者や関係機関、関係多職種と連携する。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 24,015人 65歳以上人口 5,842人 うち、75歳以上人口 3,009人 高齢化率 24.3% 75歳以上比率 12.5%
地域資源の状況	鈴鹿市シルバー人材センター、ふれあいサロン、認知症カフェ、配食サービス業者、一ノ宮地区乗合ワゴン、スーパーの注文品お届けサービスなど。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	総合相談支援業務の地域におけるネットワークの構築・連携強化 介護予防普及啓発事業の介護サービスに関する情報提供、利用啓発、出前講座およびサロンの開催支援

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域におけるネットワークの拡大や新たなネットワークの構築に努め、地域のネットワークや社会資源との連携や活用を行い、適切なサービスや制度に関する情報、関係機関などの紹介を丁寧に説明する。継続的に相談できる、ワンストップサービスが提供できる拠点となるよう努める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	随時、連携・情報共有を行う 鈴鹿市医師会在宅医療登録医会への出席：年12回 鈴鹿市地域包括ケアシステム研究会への出席：年1回 在宅医療ケア勉強会への出席：年3回 圏域地域づくり協議会・総会等の開催時に随時出席する 民児協定例会への出席：神戸・河曲：年12回、一ノ宮：年6回 ふれあいサロン会議開催時に随時出席 介護者のつどいの開催：年4回 ボランティア連絡協議会開催時に随時出席 生活支援コーディネーターと必要に応じて随時連携 鈴鹿医療科学大学などの実習生を受け入れる
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	随時対応 随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	包括だより等を地域関係機関に配布し、窓口の周知を行う 音声で連絡先を案内し、必要に応じ随時対応 土曜日の日中は窓口を設置。休日は音声で連絡先を案内し、必要に応じ随時対応 虐待等緊急対応が必要な場合に、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括に連絡できる体制を構築する
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応。状況に応じてアウトーチ等の相談を行う。 相談内容を的確に把握・分類したアセスメントを実施 全職員間で共有のツールを用いて管理 ケース内容を分析し、傾向を把握するように努める

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容を的確に把握・分類したアセスメント内容を共有のデータとして管理・保管
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データとして管理・保管しているアセスメント内容を必要に応じて報告し、情報共有を行う
		4 障がい分野との連携体制	ケースがある場合に随時対応
		5 子育て分野との連携体制	ケースがある場合に随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	随時把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターと連携し随時対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターと連携し情報を整理
その他、総合相談支援にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、関係機関と連携を図りながら、専門・継続的な視点をもち問題の解決に向けて、適切な制度やサービスにつながるように支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談、アセスメント時に随時把握 鈴鹿市後見サポートセンターみらいと連携し、随時対応 ケース内容を分析し、地域の傾向を把握するように努める
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	個別相談、アセスメント時に随時把握 鈴鹿市、基幹型包括支援センターと連携し、鈴鹿市高齢者虐待対応マニュアルや国の定める市町村・地域包括戦センターのための擁護者による高齢者虐待対応の手引きに沿って随時対応 鈴鹿市、基幹型包括支援センターと連携し、緊急対応用のベッドを確保
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	個別相談、アセスメント時や介護支援専門員を通じて随時把握 鈴鹿市、基幹型包括支援センターや多職種とのネットワークを活用し随時対応
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	鈴鹿亀山消費生活センターと連携し情報を共有 隨時、情報を提供
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	鈴鹿市権利擁護シンポジウムの開催:年1回 包括だよりなどを用いて適宜啓発
その他、権利擁護にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	鈴鹿市在宅医療・介護支援センターとの連携や三重県介護支援専門員協会、地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携、包括支援センター連絡会議、三職種ワーキング、地域づくり協議会等への出席を通じ医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークの連携を強化する。 介護支援専門員に対して常時相談を受け付け、随時相談に応じる。また、介護予防支援計画作成の指導やサービス担当者会議の開催支援や後方支援、事例検討会等を開催し、介護支援専門員の日常業務をサポートする。また、困難事例については個別ケア会議を随时開催し、関係機関や多職種と協働し解決に向けて支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	三職種ワーキングの開催:年12回 地域ケア会議や個別ケア会議等を通じた連携支援
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	随時対応 事例検討会・研修会を通じた情報提供および必要に応じて随時情報を提供
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第3

令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	第3圏域介護支援専門員研修会	圏域内の介護支援専門員	主催
7月	第3圏域事例検討会	圏域内の介護支援専門員	共催(圏域内の特定事業所加算を算定する事業所)
8月	第3圏域介護支援専門員研修会	圏域内の介護支援専門員	主催
9月	第3圏域事例検討会	圏域内の介護支援専門員	共催(圏域内の特定事業所加算を算定する事業所)
10月	第3圏域介護支援専門員研修会	圏域内の介護支援専門員	主催
11月	第3圏域事例検討会	圏域内の介護支援専門員	共催(圏域内の特定事業所加算を算定する事業所)
12月			
1月			
2月	第3圏域介護支援専門員研修会	圏域内の介護支援専門員	主催
3月	第3圏域事例検討会	圏域内の介護支援専門員	共催(圏域内の特定事業所加算を算定する事業所)

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	介護支援専門員からの個別相談や地域住民の相談から、隨時個別ケア会議を開催する。個別ケア会議の中で解決できない課題については基幹型包括支援センターの助言・指導をうけ地域ケア会議を開催する。その内容については、隨時広域連合に報告する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	必要に応じて隨時開催 地域ケア個別会議でのケース検討を通じて介護支援専門員への情報共有を図る 年2回程度開催 地域ケア個別会議の結果をもとにテーマを設定 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議で抽出した地域課題を整理し把握する
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係機関や多職種から幅広く意見を聴取し、課題の解決につなげる 地域ケア推進会議開催時に隨時参加・協力をを行う 鈴鹿亀山地区広域連合地域ケア会議運営マニュアルに沿って報告 会議の結果は各々の会議に報告し、会議内容の情報共有を図る
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い隨時、参加・協力をを行う 自立支援型地域ケア会議の結果を介護支援専門員研修等で情報提供し共有する
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	要介護状態の予防と可能な限り自立した生活を営むために、適切な介護予防サービス等が提供できるような介護予防支援計画書を作成するとともに、サービス事業所及び関係機関等と連絡調整を行いサービスの提供を確保する。また、高齢者自らが自己決定(意思決定)できる自立支援に重点を置くよう努めるとともに、介護支援専門員にも自立支援に向けたケアマネジメントの考え方についての情報を提供する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が相互に連携し、各々に最適なケアマネジメントを行う: 隨時 可能な限り自立した生活が行えるよう、様々なサービスを組み合わせて調整し自立支援に重点を置いたケアマネジメントを行う: 隨時 地域の社会資源を把握し、ケアプランに組み入れるように努める 機能改善が見込まれるケースには、短期集中予防サービスを組み入れる モニタリングによる事業評価を行い、次のケアマネジメントにつなげる: 隨時
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストを活用し、生活機能、心身機能の把握、本人への助言を行う: 隨時 継続的な介護予防が行えるように随時情報の提供を行う 継続的な介護予防が行えるように随時情報の提供を行う
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

囲域名 鈴鹿第3

令和3年度

1) 介護予防普及啓発事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)		
この事業の実施方針	包括だよりによる情報提供や、民児協での情報提供、ふれあいサロン等への出前講座、一般介護予防事業の事業所との連携、介護者のつどい等を開催し介護予防に関する情報提供、利用啓発を行い普及啓発に努める。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発 2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発 3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進 4 介護者のつどいの開催	包括だよりによる情報提供、利用啓発:年4回 民児協などでの情報提供、利用啓発:随時 出前講座等での情報提供、利用啓発:随時 事業所との連携:随時 介護者のつどい:年4回
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

団域名 鈴鹿第3

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療機関との顔の見える関係の構築のため、在宅医療登録医会へ出席や、在宅医療・介護連携支援センターと連携して症例検討会の開催等や地域住民への普及啓発等を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携し隨時対応する 診療所等と連携し隨時対応する 病院等と連携し隨時対応する
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	鈴鹿市医師会在宅医療登録医会への出席:年12回 鈴鹿市地域包括ケアシステム研究会への出席:年1回 在宅医療ケア勉強会への出席:年3回 医療関係者が主催するカンファレンスに隨時参加する
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第3

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	鈴鹿市認知症初期集中支援チーム運営マニュアルや鈴鹿市認知症ケアパスに沿って、認知症初期集中支援チームと連携し、初期相談・早期対応を行うとともに、認知症地域支援推進員と連携・協力し認知症に関する周知・啓発活動を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	相談を受けたケースで認知症初期集中支援が必要な場合、圏域の認知症初期集中支援チームへつなぐ
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	随時、つないだケースのフォローができるように認知症初期集中支援チームと情報共有を図る
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症初期集中支援チーム等が主催する認知症サポーター養成講座の開催支援を行う:随時
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際に活用:随時
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取り組みへの協力:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

図域名 鈴鹿第3

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	生活支援コーディネーターと連携・協力し地域における多様な主体が行う多様なサービスを利用するこ とで高齢者に対する支援の拡大や、新たなサービスの開発・活用に努め、地域の支え合い活動を支援する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア会議等で収集したニーズを踏まえ、不足する生活支援サービスに関して生活支援コーディネーターと随時情報の共有を図る 生活支援コーディネーターと連携・協力し、住民主体サービスの開発等への協力をを行い、介護予防ケア目地メントにおいての活用に努める
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加:随時 地域づくり協議会・まちづくり協議会、総会への参加:随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圈域名 鈴鹿第3
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	各会議への出席を通じて、関係事業所・関係機関、多職種との連携強化、情報の共有を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議への出席:随時 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する介護・医療連携推進会議への出席:随時
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	年:12回 年:6回 各部会:年12回 随時出席 随時出席
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圈域名

鈴鹿第3

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	家族介護者への相談窓口の周知を図り、家族介護者が自身の生活を維持しながら、在宅での介護を継続できるようにワンストップサービスの窓口対応に努める。また、効果的な介護サービスの確保、継続的なサービスの提供や支援体制の構築に努める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種が相互に連携し、各々に最適なケアマネジメントを隨時行う アセスメントを行い、生活の質の向上のために多様なサービスを活用したケアマネジメントを実施する
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	特定事業所への偏りがないよう隨時適切に委託先を選定する 必要時隨時実施 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で、情報の管理を行う 委託先介護支援専門員へ隨時助言を行う 研修会や事例検討会を開催し質を確保する 常時、複数の指定介護支援事業者との関係構築を行う
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	市の関係部署、基幹型地域包括支援センターと連携し、要援護者の把握に努め、必要に応じた支援を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	災害発生時の体制構築のため、地域関係機関との連携に努める 感染症発生時の体制構築のため、地域関係機関との連携に努める
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	圏域内において災害が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、応急対策・支援要請に対応できる体制構築のために、地域関係機関との連携に努める 圏域内において感染症が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、応急対策・支援要請に対応できる体制構築のために、地域関係機関との連携に努める
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第4地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	法人の管理部会議から理事会、評議員会審議を経て、承認され提出。
この事業計画の進捗管理手法	上半期で事業評価し、計画の見直しを行う。評価後の見直し計画についても、管理部会議及び理事会、評議員会で報告。

公平性、中立性を確保するための体制	地域包括支援センターとして、公正かつ中立的に事業が推進されているか、理事会評議員会にて事業計画や実施報告を行う。委託事業所には、公正かつ中立性の確保のため随時アドバイスを行う。
個人情報保護体制	法人の運営規程及び個人情報規程並びに個人情報基本方針を厳守、また当センターの業務上知りえた個人情報の管理について、手順書を作成する。
苦情処理体制	速やかに、所属法人及び委託元機関への報告とともに、改善について協議する。

(2) 人員

職員の配置状況	看護師(1)人、社会福祉士(1)人、主任介護支援専門員(1)人、介護予防支援事業従事者(1)人
職員の研修実施計画	資質向上のため、三職種及びプランナー介護支援専門員は、年間を通じて法人内研修と外部研修を受講する。
専門職間の連携体制	担当地区割はせず、それぞれの専門職が専門性を發揮し、地域住民を支援できるようミーティングや事例検討、お互いにアドバスや指摘をし、チームアプローチの効果を継続できるよう努力する。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	圏域内の民生委員児童委員協議会連合会、地域づくり協議会、単位老人会その他の団体と協働し実施。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 15,997人 65歳以上人口 4,661人 うち、75歳以上人口 2,466人 高齢化率 29.1% 75歳以上比率 15.4%
地域資源の状況	現在の資源情報を収集し年間を通じ、新しい資源情報と不足する資源情報収集を行う。各地域ケア会議や関係機関会議を通して、収集と整理を行なう。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	1.医療、福祉、介護保険事業者、地域住民組織などの地域関係者とのネットワークの構築 2.鈴鹿亀山地区広域連合第8期介護保険事業計画や行政福祉計画との整合性の確認 3.地域包括支援センター、法人の運営理念に基づき、地域包括支援センターとして公正中立、透明性のある事業の計画と実行。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

図域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	ネットワークの構築により、総合相談支援を強化する
-----------	--------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	新規窓口の設置のため、各事業者に周知し、相談しやすい体制づくりを行う
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	対象となる方の途切れのない支援のため、平時から連携を深める。定例会参加等。
		3 地域自治組織とのネットワーク	若松地域づくり協議会、長太地区まちづくり協議会、和の街箕田地域づくり協議会の専門部会定例会参加。
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	担当地区民生委員児童委員協議会連合会定例会の参加。随時問題解決について迅速に対応する。
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	現介護予防普及啓発事業の登録サロン若松4、箕田1、長太2に加え未登録サロン等への活動支援のため、介護予防などの講話や体操を実施する。サロンのない地域については、社会資源発掘のため、住民へのサポートを実施。
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者の集い4回/年
		7 ボランティア団体とのネットワーク	初年度のため、担当地域で支援活動をしている団体の把握のみ。次年度に関係づくりを実施予定。
		8 生活支援コーディネーターとの連携	地域づくり協議会会議、第1層生活支援コーディネーター協議会会議の参加により課題の抽出。
		9 その他のネットワーク	住民参加型支援団体とのネットワークづくりの中で、包括支援センターの役割について協議する。
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	住民や関係者からの連絡などにより、迅速に実態把握
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	窓口相談、電話相談など住民が安心して利用しやすい環境づくりを行い周知する 公共機関、関係者、高齢者が集まる団体等にチラシを配布し周知。・法人ホームページに掲載
		2 夜間窓口の整備・周知	平日営業時間外は、法人施設への電話転送となつていていたため、必要時は包括支援センター長に連絡が入る。また、三職種職員が緊急時は出動する。
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	
		4 緊急時の連絡体制の構築	
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント	随時対応 既存包括支援センター専用のアセスメントシートを参考にして、作成し活用する。
		3 個別ケースの管理・共有	三職種あるいは、専門職間でのケース検討や地域ケア会議への提案など解決に向け対象者の尊厳を守るべく分析と支援を計画する。
		4 相談内容の傾向分析	

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	隨時案内できるよう、情報の収支と整理を行う。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	解決困難事例は、迅速に報告。緊急性のある事例については、関係機関に協力要請をする。
		4 障がい分野との連携体制	高齢者に限らず、世帯全体また障害や子育て世帯からSOSや発見については、行政や専門機関につなげるようにする。
		5 子育て分野との連携体制	
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域づくり協議会福祉部会や地域ケア会議などを通じて把握。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	包括支援センターのみでは不可能なため、行政機関や社会福祉協議会、地域の関係機関などと協働し、必要にサービスの抽出や課題整理、開発に向け支援する。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	日々変化する情報を整理するため、方法や周知、管理を今後の課題とする。
その他、総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

図域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	尊厳が守られ、権利擁護が重要視されるように支援する
-----------	---------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に把握する場合が多いと思われるため、住民に制度説明を実施する機会を持ち、気軽に相談できる窓口設置。また随時成年後見サポートセンターみらいと連携する。 社会福祉士ワーキング会議や権利擁護ネットワーク会議定例会などに参加し、事例検討を行い地域特性を分析する。
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	個別相談時に把握する場合が多いと思われるため、住民に制度説明を実施する機会を持ち、気軽に相談できる窓口の設置する。 行政担当課、基幹型地域包括支援センターとの連携により、迅速な対応を行う。 行政機関と相談して随時対応
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	地域関係者や介護支援専門員から相談を通じ把握する場合が多く情報を共有し、解決に向けて支援を行う。また、必要に応じ、基幹型地域包括支援センターや行政担当課の協力を求める。
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	平時より、住民に対して定期的な啓発活動を依頼。また、消費被害事例については、相談し解決に向けてアドバイスをいただく。 初年度のため包括として、平時より消費者被害防止の情報が提供できる仕組みを検討。また、従来の定例会で情報提供。
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	市民向けの講演会など、市内地域包括支援センターでの協働により実施 年間開催回数や開催時期については、協議予定。
その他、権利擁護にかかる取組		住民への啓発	地域住民に自治会組織や地域づくり協議会をとおし、権利擁護に関する啓発を行う。 回覧版などの利用による啓発…年1回

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	包括的、継続的なケアマネジメントの実施
-----------	---------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	個別支援会議や地域ケア会議を利用し圏域内の介護支援専門員と関係者が連携しやすいようにサポート。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	新たに相談窓口を設置というより、日頃より相談しやすい環境づくりを行い、信頼される地域包括支援センターへとして解決に向けた支援やアドバイスを惜しみなく行う。 他の地域包括支援センターへと協議し、共同開催を求めたい。 相談も含め、事例検討や研修会の連絡、制度の情報提供などメーリングリストを作成し活用する。
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	迅速に随時対応。 事前の問題整理を行い担当者と協議しサポートできるよう対応する。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		支援困難者をとりまく関係者間の調整	家族や支援関係者のネットワークの中で、支援が必要な方の尊厳が守られるよう、継続的な支援計画をし、関係者へ提案をする。

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			※3/12時点で 未協議のため、開催時期、回数、内容は未定
6月			協力いただける市内地域包括支援センターと実施予定
7月			
8月			
9月			
10月			
11月	事例検討と情報共有	圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員	単独開催
12月			
1月			
2月			
3月			

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	地域の福祉課題について整理、解決にむけてサポートする
-----------	----------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	必要時に迅速に、関係者を招集し会議を開催 会議開催にあたり、事前協議を行うとともに、必要な情報については、広域連合の協力をいただくよう要請する。 若松、箕田、長太3地域をそれぞれ年間開催を上半期、下半期と合計2回予定。 個別会議や地域づくり協議会福祉部会などから上がってきた課題も取り入れてテーマを設定予定 検討された課題整理を行い、早急に対応する内容と次年度の課題を整理する。また解決や取り組みに向けて、地域づくり協議会福祉部会などにフィードバックし、提案していく。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	若松、箕田、長太地区の地域づくり協議会と連動し、問題解決に向けて、多職種の意見を聴取する。 参加協力し、課題の解決に向けて取り組む。 迅速に報告し、アドバイスや協力を仰ぐ。 結果報告を三層構造の地域ケア会議等で行い、意見聴取する。協議した意見はフィードバックし課題の解決に向けて取り組む。
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	指示通り参加 会議内容、手法、目的について、未定のためこの件については、広域連合からの研修会を希望している
その他、地域ケア会議にかかる取組			

オ 介護予防ケアマネジメント業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	介護予防の視点を重要視し、ケアマネジメントを実施
-----------	--------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	一人ひとりケアマネジメントを行い、その人らしく自立して暮らせるよう支援。また生活の質が向上するよう、個人に合わせた目標設定を行い、評価をする。 地域で行われている介護予防活動を把握し、必要な方に情報提供を行う。 介護予防の効果が見込まれる方には、短期集中サービスの利用を提案する。 評価を行うことで、対象となる人が次の目標を定めたり、予防の取組みを継続し、自立支援に向けた意欲の向上を図る。
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	介護予防サービス利用にとどまらず、利用者自らが日常的に意識できるよう、チェックリストや地域の情報を利用できるようにサポートする。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和3年度

1) 介護予防普及啓発事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	介護予防普及啓発事業の周知
-----------	---------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発 2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発 3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進 4 介護者のつどいの開催	・包括だよりで周知 年4回発行 ・自治会の協力のもと回覧板で周知。 老人会や地域の主催するサロン、会議等で周知 隨時 (詳細について長寿社会課、基幹型包括支援センターと協議が必要なため) 全体については4回/年共同開催、他の包括支援センターと連携または、単独開催 1回/年以上
その他、介護予防普及啓発にかかる取組		介護予防普及啓発事業の検証	事業利用者の満足度や効果を調査 1回/年

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	多職種間の連携を図る
-----------	------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	・随時 ・困難事例については、必要時関係機関に地域ケア個別会議の参加依頼、または当地域包括支援センターが参加する。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	・随時 鈴鹿医師会が主催する研修会等への参加 ・随時 ・困難事例については、必要時個別地域ケア個別会議の出席を依頼、または、当地域包括支援センターが参加する。 ・随時 医療関係者が開催するカンファレンスの参加
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		圏域包括支援センターだよりの発行 介護サービス事業者との連携	圏域の医療機関との連携を深めるため、定期的に 圏域包括支援センターだよりの配布4回/年予定 隨時、ケース検討、情報の共有、相互の主催する 勉強会への参加依頼や当地域包括支援センター が参加。

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	地域住民が認知症を理解でき、関係機関、専門職とともに地域で暮らす本人や家族の支援体制を構築する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	該当ケースについて、チームへの引継ぎを速やかに行い、相談が途切れないようにする。 また、解決に向けて進捗状況の確認やフォローなど情報共有を行う。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	市内他の包括支援センターとの協働により開催時期回数等は未定 サポーター養成講座については、圏域住民組織、団体からの依頼受付をし、チーム、推進委員の協力を仰ぐ。 必要時積極的に活用し、認知症初期支援チームと連携する。 随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			未定

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	生活支援体制整備のため、地域づくり協議会や生活支援コーディネーターと連携する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	生活支援コーディネーターに地域ケア圏域会議への出席依頼。 地域づくり協議会福祉部会への出席。 圏域地域ケア会議での情報交換、地域づくり協議会などの住民組織との情報共有の実施。 随時関係会議を利用して不足する在宅サービスや介護予防の取り組みなど、開発サポート。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	圏域の第2層生活支援センター会議依頼時出席予定。開催については未連絡のため回数は未定。 下記の地域づくり協議会の福祉部会を中心として会議に出席。年間開催把握が未定のため、出席回数は不明。 若松地域づくり協議会 和の街箕田地区地域づくり協議会 長太地区まちづくり協議会
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	関係機関との連携体制を構築する
-----------	-----------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域の運営推進会議に出席 回数未連絡のため随時
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	開催日程等未連絡のため回数は未定ですが 全会議出席予定
その他、会議等にかかる取組		コロナ感染予防の取り組み	リモート会議が迅速にできるよう、機材や環境の準備、設定を行う

2-(2) 指定介護予防支援事業

図域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	介護予防における情報提供
-----------	--------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種及び介護支援専門員が、自立した生活や介護予防の課題の抽出を行い、個別性のある取り組みを提案する。 必要なサービスを利用することで、生活の質の向上を目指せれるよう提案する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	特定の事業者に偏らないよう、また適正なプランニングができる介護支援専門員が従事する指定居宅支援事業者を選定する。 他の包括と共同開催と予定したい。 個人情報保護方針に従い、徹底した管理と情報提供を行う。 委託先の介護支援専門員とのプラン内容等の協議や十分な聞き取りとアドバイスを行う。 日常的に、関係性の構築を行う。 支援困難ケースへの対応とアドバイスを的確に行い信頼性の維持に努める。 行政担当課へのつなぎが必要な場合は、解決に向けて迅速に稼働する。
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害、感染症発生などの緊急時の対応に備える
-----------	-----------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	緊急時の業務継続計画(BCP)の作成。 1.亀山地域包括支援センターとの協議により統一見解の設定 2.広域鈴鹿連合及び市担当課との協議 3.地域関係機関との協議と協力 4.所属法人と業務継続計画(BCP)すり合わせ
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市全域、または圏域での災害発生時を想定して、支援体制について協議することが必要と考える。平時より体制づくりの取り組みが必要であるが、課題が大きいため、課題整理と予測される問題や取り組みの柱を選定し、業務継続計画に反映できるようにする。
その他、災害・感染症対策にかかる取組		要援護者に災害時も支援が届くよう体制の構築 災害時や感染症が発生した際に介護保険サービスが持続して提供されるような危機管理について	担当圏域要援護者の把握。 災害時要援護者対策や福祉避難所対策がどのように取られているか、広域連合及び市担当課に確認を行い、地域づくり協議会福祉部会や民生委員児童委員協議会連合会会議での情報共有とアドバイスを行う。 平時より住民の取り組みの中に災害時要援護者がいることや支援の必要性を啓発する。 市防災危機管理課の協力を得て実施されている地域づくり協議会主催の防災訓練や住民への啓発会議などに出席。 広域連合より、各介護保険事業者にどのように通知されているか確認。

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第5地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	包括支援センター職員各々が、原案を検討。原案を持ち合って、検討会議を開催。できあがった原案を、法人本部に相談し策定。
この事業計画の進捗管理手法	日報・月報データを振り返り、活動の現状を把握し、不足している活動がないか検討。次からの活動をどのように実施するのか修正を行う。法人本部にも活動状況を報告し、第3者的立場からのアドバイスをもらえる体制を作る。
公平性、中立性を確保するための体制	福祉・医療・保健の専門家だけではなく、地域の方々との連携を深め、地域力を活かした包括的なサポートを行っていく。また、サービス提供事業所の特色を把握し、ニーズに合ったサービスの紹介・開発を行っていく。
個人情報保護体制	ソフト使用の際、パスワードの設定。鍵がかかる書棚での情報管理。事務所も施錠可能な状況にする。
苦情処理体制	法人内、外部機関の苦情・相談窓口を設置し、連絡先を周知する。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、介護予防支援事業従事者[1]人
職員の研修実施計画	各専門職の団体等の研修への参加。地域包括支援センター職員研修への参加。各研修へ参加の後、事務所内での伝達研修等を実施。
専門職間の連携体制	センター内においては、地域の情報・困難ケースの実態などについて密な情報共有を行い、それぞれの専門性を活かした対応について意見交換・協議の場をスムーズに持つ。地域包括支援センター以外の専門機関・専門職種との顔の見える関係づくりを行い、情報共有・交換を隨時行う。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	担当圏域の地図に、地域資源の情報を落とし込み、地域の生活状況の傾向を把握。不足している資源がないのかを検討し、相談支援の現状とリンクさせる。 地域の各団体との顔の見える関係づくりを隨時行い、まちづくりに対する思いを知る。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 25,573人 65歳以上人口 5,523人 うち、75歳以上人口 2,616人 高齢化率 21.6% 75歳以上比率 10.2%
地域資源の状況	担当圏域における集会所・公民館・サービス提供事業所などの状況把握を行い、より小地域での地域活動の把握に努める。また、小地域における病院・商業施設・地域活動等も合わせて把握し、生活実態や住民の思いなどを知る。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	地域の現状、地域の資源、住民の声を知り、様々な地域団体・人との連携を図り、現在の困りごとの解決だけではなく、今後の地域生活も見据えた地域づくりのサポートを行う。 さまざまな人の行きかうプラットホーム的な役割を担えるセンターづくり。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域の各団体と顔の見える関係づくりを積極的に行うため、会議やその団体の取り組みに積極的に協力。また、各団体が横のつながりを持ち協力できる関係づくりができるように配慮する。 ワンストップ相談窓口の機能を持つことができるよう、他の専門機関との顔の見える関係づくりも行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	各サービス窓口になる協議会への出席を検討 地域ケア会議への出席:随時 地域密着型施設運営推進会議への出席:1施設6回、ディ3施設 年各2回
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	地域包括在宅医療ケアシステム研究会への出席:年4回
		3 地域自治組織とのネットワーク	玉桜まちづくり協議会・総会への参画、福祉部会との連携 自治会への出席:必要時
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	民児協定例会への出席:年12回
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	担当圏域内のふれあいサロンの実態把握 ふれあいサロン会議への出席等
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者の集いの開催:年4回(他包括共催)
		7 ボランティア団体とのネットワーク	ボランティアの集いへの出席への出席等
		8 生活支援コーディネーターとの連携	協議体会議への出席等
		9 その他のネットワーク	実習生の受入 鈴鹿医療科学大学ボランティアセンターとの連携 大学教授等各種専門職による地域のニーズに合わせた出前講座開催:随時
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	随時対応
		2 地域住民からの情報収集	随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	包括だより:年4回配布 グッズの配布:年1回程度 広域・法人のホームページ活用
		2 夜間窓口の整備・周知	夜間も窓口を設置し、ホームページや包括だよりで周知
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	土曜・休日も窓口を設置し、ホームページや包括だよりで周知
		4 緊急時の連絡体制の構築	虐待等危急対応が必要な場合は、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括に連絡できるよう準備
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制	窓口・電話・メールにて随時対応
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容・生活背景をできるだけ本人・家族に負担のない程度の時間で詳しく聞き取り、アセスメントを実施
		3 個別ケースの管理・共有	関わっているケースのスムーズな情報共有 包括内での共有ツールを用いて管理 包括内会議の実施:月1回
		4 相談内容の傾向分析	月報データの蓄積から相談内容の傾向を分析 事例検討会等で他包括の状況と比較して分析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応 社会資源の把握・包括内での情報共有
		2 解決困難な相談事例の管理体制	関わっているケースのスムーズな情報共有 包括内での共有ツールを用いて管理 包括内会議の実施:月1回
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	ケースがあつた場合に随時対応
		4 障がい分野との連携体制	障害福祉課・総合相談支援センター「あい」や相談支援専門員との顔の見える関係づくり ケースがあつた場合に随時対応
		5 子育て分野との連携体制	児童相談所・子育て支援センターや家庭支援専門相談員との顔の見える関係づくり ケースがあつた場合に随時対応 法人内で行っているホリデー子供広場での総合相談窓口の啓発
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域各諸団体・住民の方々からの情報収集:随時 地域ケア会議等を通じて把握:随時
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターとの連携により対応:随時
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理
その他、総合相談支援にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	サービスや制度についての普及啓発(サービスや制度の内容だけでなく利用されている方などの生の声をお聞きし、民生児童委員をはじめ地域の方々、介護事業所職員などを対象に情報提供)。 認知症についての正しい知識や、ともに地域で暮らすことについての啓発や取り組み。 様々な疾患等に対する偏見の解消(正しい知識・対応を知っていただけるよう取り組む)。 消費者被害防止に対する情報提供。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析 4 日常生活自立支援事業・成年後見制度についての啓発	個別相談時に随時把握 後見サポートセンター・リーガルサポート等との連携:随時 担当圏域内での対応ケースの情報累積により、小地域の特性を分析。 事例検討会などで他包括の状況と比較し分析。 日常生活自立支援事業・成年後見制度がどのような内容のサービス・制度なのか等、様々な専門職や地域の方々に知っていただく機会を持つ。(出前講座等):随時
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保 4 高齢者虐待について啓発	民生児童委員・自治会などの地域関係者や介護支援専門員・介護事業所等と連携し、通報や相談が入りやすい状況を作る。 個別相談時に随時把握。 広域連合・市役所・基幹型包括とスムーズに情報共有・連携し、マニュアルに沿って状況に合わせて対応:随時 桜の森白子ホームショートステイ・特別養護老人ホームと連携し、緊急時に対応できるベッドを調整・確保:随時 虐待とはどのような行為なのか、その対応・解決についてどのような事例があるのか等、様々な専門職や地域の方々に知っていただく機会を持つ。(出前講座等):随時
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	介護支援専門員との顔の見える関係づくりに努め、相談体制を整えることによって把握。 個別相談対応時に随時把握。 包括内のスムーズな情報共有と、対応についての共通認識を持つことができるようとする。 基幹型包括をはじめ、様々な専門機関や専門職種とのネットワークを活用し対応:随時
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	消費者被害についての最新情報を教授いただくななどの情報共有に努め、担当圏域への悪徳商法被害防止の啓発を行う。 消費生活センターと連携し、被害状況等を把握し対応。 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員などとの見える関係づくりに努め、消費者センターより教授いただいた消費者被害防止の最新情報を提供(消費者被害防止の啓発):随時 被害事例が発生した際に随時必要な情報を提供 消費者被害当事者同意のもと消費者センター・民生児童委員などに情報提供する

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	介護事業所との顔の見える関係づくり。 担当圏域について知り得た地域資源についての情報を集約し、必要に応じて情報発信。 希望をいただいた際、居宅介護支援事業所の会議や各施設の会議などへの出席。 運営推進会議への出席。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援 3 その他	三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部との連携・協力に努める。 担当圏域内の居宅介護支援事業所や、予防支援を受託いただいている居宅介護支援事業所との顔の見える関係づくりを随時実施。 三職種それぞれでのワーキング会議の開催:各年12回 包括連絡会議の開催:年6回(偶数月)
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	日頃より、圏域内の介護支援専門員より相談いただくことができるよう顔の見える関係づくりに励み、相談いただいた際には迅速・丁寧に随時対応できるよう努める。 広域連合ケアプラン点検事業への協力:年12回(持ち回り) ケアマネ支援会議開催を年2回目標とし、事例検討会や研修会については、他の地域包括支援センターと協議し、共同開催を求めて行きたい。
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	隨時対応 隨時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター

令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月	※ケアマネ支援会議開催を年2回目標とし、事例検討会や研修会については、他の地域包括支援センターと協議し、共同開催を求めて行きたい。		
5月	ケアマネ支援会議(圏域の居宅との顔合わせ・情報交換・情報共有等)	圏域内の 介護支援専門員	主催
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月	ケアマネ支援会議(圏域の居宅との顔合わせ・情報交換・情報共有等)	圏域内の介護支援専門員	主催
3月			

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	介護保険事業所との顔の見える関係づくりを実施するとともに、地域の各団体との顔の見える関係づくりを実施。それぞれの問題に対して、地域・事業所がともに解決に向けて協力できる場が持てるよう、プラットホーム的な役割を担う。地域包括支援センター、行政部署間、医療介護関係機関及び地域と横断的に連携・協力することで支援体制を強化、課題解決に向け協議する。 相談を積み重ね、相談内容を地域別にデータ化し、地域の課題を可視化できるよう努め検討する。 相談や情報が入りやすいように環境や関係を整えると同時に、タイミングを失すことなくアウトリーチし、地域と様々な専門機関や専門職種がスムーズに情報共有ができるよう努める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	日頃より、圏域内の介護支援専門員より相談いただくことができるよう顔の見える関係づくりに励み、相談いただいた際には迅速・丁寧に随時対応できるよう努める。相談いただいた内容によって、介護支援専門員やサービス提供事業所などと協議し、地域関係者・行政関係者などにも協力を求め、地域ケア個別会議を隨時開催するよう努める。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係機関・多職種からの意見聴取による解決に努める。 鈴鹿市の要請に従い参加・協力:要請時 広域連合の定める方法によって地域ケア会議終了後に報告 地域ケア圏域会議の結果は、地域ケア個別会議にて報告し、情報の共有を図る。地域ケア推進会議の結果は、地域ケア圏域会議に報告し、情報の共有を図る。
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い参加・協力:要請時 自立支援の考え方などについて介護支援専門員研修会などで共有
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	生活機能の低下が見られた高齢者のアセスメントをしっかり実施し、生活の中の困りごとの原因や背景・その解決方法をご本人と一緒に考える。また、介護予防事業などへの参加によって、状態の悪化を予防し、機能が低下しないように支援する。 本人の持っている力を把握し、出来ることが続けられるよう配慮する。 介護保険サービスだけではなく、地域資源を活用できないかを考える。 地域資源の開発を、地域の方々と共に考え取り組む。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携し、一人ひとりに合ったケアマネジメントを実施: 隨時 アセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を行う: 隨時 地域の社会資源を把握し、できる限りケアプランに組み入れる 機能改善が見込まれるケースには、短期集中予防サービスを組み入れる モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上につなげる: 隨時
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を行う: 隨時 ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を行う: 隨時 ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を行う: 隨時
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域の方々からの情報、相談等でいただいた内容により、ニーズに合った情報の発信。特に孤立して困っているが、情報収集のままならない方々の早期発掘に努め情報収集していく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりによる情報提供、利用啓発:年4回以上 地区民児協向け研修、資料の作成及び配布:年1 2回、2地区 出前講座での案内の配布:随時 ふれあいサロンへの参加:随時
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供、利用継続:随時 認知症サポートー養成講座の開催支援:随時 子ども向け認知症サポートー養成講座の開催:隨 時
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	地域と連携した介護予防教室の開催:随時 救急・健康フェアへの出展:年1回
		4 介護者のつどいの開催	介護者のつどいの開催:年4回
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

図域名 鈴鹿第5地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	在宅医療・介護連携支援センター、診療所・医師会等関係機関との事例検討会、カンファレンスへ参加し、顔の見える関係を構築する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携による対応:随時 診療所等との連携による対応:随時 病院等との連携による対応:随時
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医師会が主催する事例検討会・研修会への参加:随時 医療関係者が主催するカンファレンスへの参加:随時
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症初期集中支援チームとの連携による初期相談・早期対応を行うとともに、認知症地域支援推進員との連携・協力による共生を主眼とした認知症になつても住みやすい地域づくりに取り組む。担当圏域にお住まいの方々等に認知症に関する正しい理解を深めるための支援。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	相談を受け付けた認知症初期集中支援が必要なケースについて、鈴鹿市北部地域初期集中支援チームへのつなぎを行う:随時 つないだケースについて、一定期間後の相談支援の際にフォローができるよう、チームからの情報共有を図る
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーター養成講座の開催:年4回以上 相談支援の際に活用:随時 地域の認知症カフェ等の取組への協力:随時 桜の森認知症カフェの開催協力:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

図域名 鈴鹿第5地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)		
この事業の実施方針	地域の方々が抱える地域課題や生活課題を生活支援コーディネーターと三職種が連携し、様々な課題の解決やサービスの開発・活用の推進、地域の支え合い活動の支援等に努める。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア会議等で把握したニーズを踏まえ、不足する生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターとの情報共有等を図る：随時 住民主体サービスの開発などへの協力をを行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいての活用を図る：随時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体への参加：必要時 地域づくり協議会・総会への参加：1地区・随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第5地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――		
介護保険事業計画における位置づけ	――		
この事業の実施方針	関係機関との会議への出席を通じて顔の見える関係づくりを行い、相談しやすくまた、連携しやすい環境を整え、スムーズな情報共有を図る。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域内の地域密着型通所介護事業所が主催する運営推進会議への出席:3事業所×年2回 圏域内の認知症対応型共同生活介護事業所が主催する運営推進会議への出席:1事業所×年6回
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	年12回 年6回 年12回 随時対応 随時対応
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

鈴鹿第5地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	アセスメントをしっかりと実施し、生活の中の困りごとの原因・背景を把握し、その解決方法をご本人と一緒に考える。 本人の持っている力を把握し、出来ることが続けられるよう配慮する。 介護保険サービスだけではなく、地域資源・地域の人との繋かりを活かすことができるか検討する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	全職種が連携し、一人ひとりに合ったケアマネジメントを行う アセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を行う
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者へ委託を行い、特定事業者への偏りがないよう適切に委託先を選定する 研修会:年4回 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う 委託先の介護支援専門員への助言 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害時に置いては、母体法人と協力。地域の災害対策についても協力体制をとる。 職員の健康管理に対する取り組みの徹底。 感染症対策の備品の準備・設置。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)により、災害発生時の体制を構築するために、地域関係機関との協議会が開催できるよう、様々な地域関係諸団体・地域関係者との顔の見える関係づくりを行う。 業務継続計画(BCP)により、災害発生時の体制を構築するために、地域関係機関との協議会が開催できるよう、様々な地域関係諸団体・地域関係者との顔の見える関係づくりを行う。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	常日頃から、災害発生を想定し関係機関との連絡を密にするよう努める。さらに、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められることも想定し、対応可能な体制を構築するために地域関係機関との協議会が開催できるよう、様々な地域関係諸団体・地域関係者との顔の見える関係づくりを行う。 常日頃から、感染症発生を想定し関係機関との連絡を密にするよう努める。さらに、入所者の受入れなどの応急対策・支援が求められることも想定し、対応可能な体制を構築するために地域関係機関との協議会が開催できるよう、様々な地域関係諸団体・地域関係者との顔の見える関係づくりを行う。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第6地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	地域概況および現状での課題を報告、重点事項についての提案を行い法人本部にて意見・承認を得る
この事業計画の進捗管理手法	担当職員による自己評価の他、法人の立場からの視点に基づき意見を得る 広域連合及び基幹型包括へ報告を行い、目標の達成状況や課題について意見を得る
公平性、中立性を確保するための体制	介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務において、介護予防サービス提供事業者や介護予防支援の委託先を公平性・中立性に基づき選定する。また利用者および介護者への指定居宅支援事業所の紹介は公正・中立に行う
個人情報保護体制	法人が定める個人情報管理マニュアルを遵守するとともに、委託業務に関する書類の取り扱いについては、受渡し・保管・破棄等についてのルールを明確化し、周知徹底する
苦情処理体制	苦情窓口を設置し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を配置する 苦情等はその内容と対応を記録したうえで、広域連合及び基幹型包括支援センターに報告し改善を図る

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事者[1]人
職員の研修実施計画	資質向上を図るために下記の内容を中心とした研修会に参加する (職種別、課題別、介護保険関連、地域福祉、防災関連等)
専門職間の連携体制	通常事業を含め、困難事例や継続的な関わりの必要性が生じた場合は適切に情報の共有を行い、三職種の専門領域を活用しながら協議・協力し、課題の解決に向けて取り組んでいく 三職種がそれぞれで把握した知識・情報については適宜共有し、包括としての資質向上につなげていく

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	人口及び高齢化率、介護認定者数等のデータを活用するとともに、個別相談や住民及び関係団体の声を集約し、地域ケア会議にて整理しながら地域課題を抽出していく まちづくり協議会等が目指す方向性から、地域の目標や将来像を理解していく
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 28,412人 65歳以上人口 5,458人 うち、75歳以上人口 2,501人 高齢化率 19.2% 75歳以上比率 8.8%
地域資源の状況	圏域には地域基幹病院のほか、社会福祉センター、商工会議所等の施設が所在する 保育園、障がい者支援施設、老人ホーム等の福祉施設が点在し、飯野地区では分野を超えたネットワークが構築されている また稻生地区においては地域づくり協議会の事業として住民参加型生活支援サービスが創設され、実際に住民同士の助け合いが実施されている
今年度の事業実施にあたっての重点事項	地域の高齢者相談窓口として認知していただけるよう啓発活動に取り組む 地域支援ネットワークをより強力なものとできるよう、当事者の意見集約を行い、関係者間の連携体制の構築を目指す

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

図域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)		
この業務の実施方針	地域の相談窓口として周知を図り、総合相談支援や実態把握が円滑にできるよう努める 地域のネットワーク構築のため関係者間の連携支援を実施していく		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	地域密着型施設運営推進会議への出席 (施設5事業所:年6回・デイ5事業所:年2回) 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会への出席 医師会在宅医療登録会への出席 地域づくり協議会総会等への出席 飯野地区:年1回 稲生地区:調整 圏域の2地区民児協定例会 飯野地区:年12回 稲生地区:随時 圏域のふれあいサロンへの参加:各サロン1回 介護者のつどい開催:年4回 飯野地区小地域ネットワークへの参加:調整 民児協定例会時に情報交換・共有:随時 精神障がい者アウトリーチ会議:年12回 鈴鹿市難病ケア会議:年1回 稻生地区 助け合い活動の支援:随時 飯野地区 福祉イベントへの参加:随時 圏域の小・中・高校との連携:随時 社会福祉士実習生の受入れ:随時
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集 3 委託先の居宅介護支援事業所からの情報収集	随時対応 随時対応 相談時に情報を共有:随時
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	ホームページや包括だより、直接の案内で窓口を周知 啓発用品を製作・配布し、啓発する:随時 オンコールによる夜間窓口を設置し、ホームページや包括だより、直接の案内にて周知 土曜日は営業、日曜はオンコールによる窓口を設置し、ホームページや包括だより、直接の案内にて周知 夜間や日曜日はオンコールによる連絡体制を整備 虐待等緊急対応が必要な場合は、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括に連絡できるよう準備
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応 電話、来所、訪問時に相談内容をできるだけ詳しく聴き取りアセスメントを実施 迅速にデータ入力を行い、対応経過等を共有する個人ファイルを作成し、書類の保管を行う 集計(月報)等で確認を行うとともに、他包括と情報交換を行い分析する

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容をできるだけ詳しく聞き取りデータとして保管・管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データとして保管・管理している相談内容の一部を共有化し、必要に応じて意見・助言を得る
		4 障がい分野との連携体制	ケースがあった場合に随時対応 担当課や保健所、医療機関、障がい者総合相談支援センター等と連携
		5 子育て分野との連携体制	ケースがあつた場合に随時対応 担当課や療育センター、保健所、児童相談所等と連携
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	利用者個人や地域住民からの情報、各種広告により把握 地域ケア会議等を通じて把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターや地域の社会福祉法人等との連携により随時対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理
その他、総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、問題の解決に取り組み、適切な制度・サービスにつながるよう支援する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析 4 成年後見制度についての情報提供	個別相談時に随時把握 居宅介護支援事業所等からの相談時に把握 後見サポートセンターと連携して対応:随時 事例検討会を通じ、居宅介護支援事業所からの情報収集や他包括との情報交換により分析 サロンや認知症カフェ等での情報提供:随時 ケアマネ支援会議等において情報提供:年1回以上
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保 4 虐待防止に関する周知	個別相談時に随時把握 居宅介護支援事業所等からの相談時に把握 鈴鹿市、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿って対応:随時 鈴鹿市高齢者虐待連絡会議等へ参加:随時 法人の関連施設および圏域の事業所等に協力を要請:随時 ケアマネ支援会議等において情報提供:年1回以上
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	個別相談時に随時把握 居宅介護支援事業所等からの相談時に把握 基幹型包括をはじめ多職種と連携して対応 鈴鹿市高齢者見守り体制整備事業の活用(特定事業所加算を算定する居宅介護支援事業所との連携) 地域住民や多様なサービス主体と協力して対応:随時 ケース会議の開催:随時
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供 3 被害防止に向けての啓発	消費生活センターと連携して被害状況等を把握:随時 被害事例が発生した際に随時提供 サロンや認知症カフェ等にて啓発:随時 圏域2地区の民児協定例会等にて啓発:年2回以上 包括だよりを用いて啓発:年2回以上
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動 3 専門職に向けた研修会の開催	未定 包括だよりを用いて啓発:年1回以上 サロンや認知症カフェ等での情報提供:随時 鈴鹿市法・福・官連携権利擁護研修の開催:年1回
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)		
この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な課題に対応し、それぞれの高齢者の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが実践できる体制を整備する		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援 3 三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部との連携支援	三職種ワーキング会議:年12回 センター長会議:年12回 包括連絡会議:年6回 介護支援専門員からの相談内容に応じて、関係機関の紹介を行う:随時 介護支援専門と関係者との合同研修:調整 地域資源に関する情報提供:随時 地域ケア会議等を通じた連携支援 事例研究会への参加:年5回 研修会等への参加:年4回 支部役員会への参加:年12回
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供 4 広域連合ケアプラン点検事業への協力	随時対応 ケアマネ支援会議にて周知:年4回 事例検討会:ケアマネ支援会議にて適宜実施 関係者との合同研修会開催:調整 事例検討会・支援会議を通じた情報提供:随時 ケアプラン点検の実施:要請時
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席 3 ケース会議の開催	随時対応 随時対応 随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 災害等の緊急時における介護支援専門員の支援体制づくり	大規模災害や感染症蔓延時の介護支援専門員の支援について協議(意見収集):今年度中

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター

令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月	第6圏域介護支援専門支援会議(第1回)	圏域内介護支援専門員	
5月			
6月			
7月	第6圏域介護支援専門員支援会議(第2回)	圏域内介護支援専門員	事例検討会含む
8月			
9月			
10月	第6圏域介護支援専門員支援会議(第3回)	圏域内介護支援専門員	
11月			
12月			
1月	第6圏域介護支援専門員支援会議(第4回)	圏域内介護支援専門員	事例検討会含む
2月			
3月			

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	地域高齢者の個別の課題や集約した地域の課題を共有し、解決に向けた検討をすることによって、地域づくりへと結びつけることができるよう取り組んでいく
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	随時開催 ケース検討を通じて地域資源やケアマネジメントに関する意見交換・情報交換を行う 年2回開催 個別会議の結果をもとに、関係者の意見を整理して設定 個別会議、圏域会議での協議内容を整理分析する
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係者や多職種からの意見聴取により解決に努める 鈴鹿市の要請に従い参加・協力:未定 広域連合の定める方法に従って報告 地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い参加・協力:未定 自立支援型地域ケア会議の結果は介護支援専門員研修等で共有
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
才 介護予防ケアマネジメント業務

囲域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	高齢者自身が要介護状態となることを予防し、地域で自立した生活を送るために、健康の保持増進または能力の維持向上に努めてもらえるよう啓発し、総合的に支援する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が相互に連携し、適切なケアマネジメントを行う: 隨時 高齢者自身が主体的にケアマネジメントに関わるよう働きかける: 隨時 住民主体サービスでは利用者・支援者双方に活動の意義が図られるよう関わる: 隨時 機能改善が見込まれるケースには目標設定を明確にし短期集中予防サービスを提案: 隨時 モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上につなげる: 隨時
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による生活機能・心身機能の把握と本人への助言を行う: 隨時 継続的な介護予防につなげるための情報提供と本人への助言を行う: 隨時 継続的な介護予防につなげたり、地域とのつながりを深めてもらったりできるよう情報提供と本人への助言を行う: 隨時
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター

令和3年度

1) 介護予防普及啓発事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者自身が健康の保持および能力の維持向上に向けて取り組んでいくことや、生きがいや役割をもって活動を継続することなど、社会参加の視点を取り入れ、啓発していく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりによる情報提供、利用啓発:年4回 圏域2地区の民児協にて資料配布:随時 当包括HPを活用した啓発:随時
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座での情報提供、利用啓発:随時 認知症カフェ等での情報提供、利用啓発:随時
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	地域づくり協議会と連携した介護予防教室の開催:年2回以上 一般介護予防事業所との連携による普及啓発:年2回
		4 介護者のつどいの開催	介護者のつどいの開催:年4回
		5 ボランティアポイント制度の利用促進	包括だよりによる啓発:年1回以上 サロン等での啓発:随時
その他、介護予防普及啓発にかかる取組		1 地域高齢者の活動の場づくり	生活支援コーディネーターとの連携のもと、活動の場の開拓:随時
			.
			.

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の医療・介護が連携して支援を実施することを目的とし、関係づくりや情報提供体制を整備する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携による対応:随時 在宅医療登録医会での相談・検討 診療所およびかかりつけ医等との連携による対応:随時 地域ケア個別会議の開催:随時 病院等との連携による対応:随時 地域ケア個別会議の開催:随時
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医師会が主催する事例検討会・研修会への参加:年6回以上 医療関係者が主催するカンファレンスへの参加:随時 精神障がい者アウトリーチ会議:年12回
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 医療関係者との情報共有・連携体制構築	医師会が開催する会議への参加 在宅医療・介護連携支援センター運営委員会等の情報を基幹型包括より得る:随時

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症になつても住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症初期集中支援チームとの連携による対応を行うとともに、認知症地域支援推進員との連携・協力による居場所づくりや必要なサービスの創設などの地域づくりに取り組んでいく
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	認知症に関する専門相談窓口として紹介:随時 鈴鹿市南部認知症初期集中支援チームとの情報共有および連携した支援:随時 南部圏域チーム員会議への参加:年12回
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	チームとの情報共有を図り、必要に応じて役割分担を行い関わる:随時
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の開催:年4回以上
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際に活用:随時 サロン等での配布:随時
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーターの活動の場づくりに関する支援・協力:随時 認知症カフェ等における協働での啓発活動:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	圏域の2地区それぞれの実情に合わせて、住民主体サービスの後方支援または今後の資源開発に向けての取組みについて、地域づくり協議会および生活支援コーディネーターと連携を図り支援していく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	個別相談によるニーズ集約や民生委員らの意見をもとに、生活支援コーディネーターと連携を図り地域課題を整理する: 隨時 抽出した地域課題をテーマに地域ケア会議を開催し、生活支援サービスの開発に向けた取り組みを支援する: 隨時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体への参加: 年1回以上 圏域の2地区的地域づくり協議会への参加 稻生: 調整 飯野: 調整
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第6地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	包括的な支援ネットワークを構築するため、関係機関やサービス事業所が開催する各種会議に出席し、「顔の見える関係づくり」に取り組んでいく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域の地域密着型サービス事業所が主催する運営推進会議への出席:GH年6回/DS年2回
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	年12回 随時 職種別:年12回 年1回以上 随時対応
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

鈴鹿第6地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	地域の多様なサービスを適正かつ効果的に活用し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう支援していく。またそのケアマネジメントが円滑に実施されるよう事業所に関しては公正中立的に関わっていく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種が連携し、一人ひとりのニーズに合わせてケアマネジメントを行う: 隨時 地域の社会資源の把握に努め、多様なサービスの提供が行われるよう支援する: 隨時
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	公正・中立に指定居宅介護支援事業所への委託を行い、特定の事業者への偏りがないよう適切に選定する: 隨時 委託先事業者へは研修会に替え適宜ケアマネジメントに必要な情報提供や助言を行う 個人情報取り扱いに関するマニュアルに従い、適切に情報の受渡を行う: 隨時 委託先の介護支援専門員への助言: 隨時 指定居宅介護支援事業所との関係を構築しておく
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	圏域の事業所や介護支援専門等と連携し、有事の際に協力し合える体制づくりに向けて取り組んでいく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	圏域の事業所に対して、BCP作成状況の確認と必要な情報提供を行う:年2回
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	圏域の事業所に対して、BCP作成状況の確認と必要な情報提供を行う:年2回
②災害や感染症発生における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に圏域の関係機関と連携のうえ緊急対応が実施できる体制を構築するための準備にかかる:随時
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	感染症発生時に圏域の関係機関と連携のうえ緊急対応が実施できる体制を構築するための準備にかかる:随時
その他、災害・感染症対策にかかる取組		1 災害発生時の相互支援体制の構築	災害発生時の相互支援体制構築を目指し、地域ケア圏域会議を開催し、事業所や介護支援専門等の意見集約を行う:年2回

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第7地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	法人理念を参考しつつ、法人総括会議等に議題として提出し、策定した。
この事業計画の進捗管理手法	半期に一度、進捗状況について確認を行い、適宜修正・見直しを行っていく

公平性、中立性を確保するための体制	自法人の事業運営にとらわれず、より広い視野で、地域にある様々な社会資源と連携し活用する。また、各職員も行政から委託されている準公務員であるとの自覚のもと業務遂行に当たる。
個人情報保護体制	個人情報保護責任者を配置の上、個人情報保護にかかる研修(法人内)を行う。また、日頃より取り扱う情報の重要性を伝達し、社外持ち出しについては原則禁止の上、必要時は必ずセンター長の許可を得たうえで最小限にとどめる。また、事業所内において、鍵付き書庫、PCのパスワード保護等環境整備を行うほか、警備会社と業務委託契約を結び、夜間警備体制を敷く。
苦情処理体制	高齢者にとって身近な相談窓口であるとの自覚のもと、各種相談に真摯に対応し、苦情に発展する前に予防すること。また苦情解決責任者を配置し、苦情が寄せられた際は、利用者・ご家族・事業者等からの事情を聞き対応を検討するとともに、必要に応じて国民健康保険団体連合会への苦情申立についての援助を行う。さらに、寄せられた苦情について、事業所内でフィードバックし、再発防止に努めるとともに、研修(法人内)も行う。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[2]人、主任介護支援専門員[2]人、介護予防支援事業従事者[3]人、その他(事務員)[1]人
職員の研修実施計画	各専門職域に合わせた外部研修(関係団体が主催する各種制度についての研修等)及び法人内研修へ職員を派遣する。また、各職種ワーキング会議等に参加することにより基礎的知識の底上げを行うとともに、職場内OJTにより対応力向上を図る。
専門職間の連携体制	総合相談事業にかかる個別ケースについて、3職種を含め多職種によるカンファレンスにより援助方針を決定し援助に当たる。また、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務においても、職種にとらわれず常にチームによる支援体制をとる

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	担当圏域内まちづくり協議会及び民生児童委員との連携を軸に、圏域内で活動する介護支援専門員やサービス事業所からもニーズ把握を行い、各団体と地域課題を共有するとともに解決に当たる。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 36,031人 65歳以上人口 8,998人 うち、75歳以上人口 4,759人 高齢化率 25.0% 75歳以上比率 13.2%
地域資源の状況	医療機関、介護事業所等の医療・介護サービス事業所や、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、衣料雑貨店等生活必需品を扱う小売店舗も多い。ただ、白子駅周辺のショッピングセンターが一時閉鎖しており、不便を感じている住民もいる。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	地域包括支援センターの周知 地域住民へのフレイル予防普及・啓発 各まちづくり協議会との連携強化 データを用いた地域分析

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

図域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域福祉を支える民生委員、ボランティア、医療、保健、福祉の関係者や専門家と密な連携を保ち、地域での支援体制を構築するとともに、高齢者や認知症への理解を広げ支援できる体制を作る。また住み慣れた地域で暮らし続けるようその人らしい生活ができるよう適切なサービスや機関・制度につなげる支援をする。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	鈴鹿市デイサービス協議会、鈴鹿市ヘルパー協議会、老施協等との情報交換:随時 在宅登録医会年12回 鈴鹿市在宅医療地域包括ケア運営協議会との連携 各地域づくり協議会への参加:随時 白子・栄各民児協協議会への参加:随時 地域サロン説明会の出席年1回 介護者の集い年4回 ボランティアの集いへの出席 随時対応 実習生の受け入れ 障がい者総合相談機関との連携 精神保健福祉グループとの連携 難病支援グループとの連携
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	随時対応 随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	第7包括だよりの発行年12回・HPの活用 包括だよりの発行年4回 電話転送による対応 第7包括だよりの発行年12回・HPの活用 年末年始を除き、全日担当職員を配置 第7包括だよりの発行年12回・HPの活用 グループウェアの活用
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応 随時対応 データベース入力及び共有ツールの活用 データベース解析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	各種別ごとにファイリングし、定期更新を行う WEB検索の活用
		2 解決困難な相談事例の管理体制	データ入力による管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データによる提出
		4 障がい分野との連携体制	随時対応
		5 子育て分野との連携体制	随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	住民・関係団体からの情報収集 WEB検索の活用
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	住民ニーズの把握
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	各種別ごとにファイリングし、定期更新を行う データベースの構築
その他、総合相談支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)
この業務の実施方針	住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、問題の解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イー(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	鈴鹿市権利擁護センター、ケアマネジャー・認知症初期集中支援チームとの連携 司法書士、行政書士、社会福祉士等各職能団体及び社協、行政との連携 随時対応
②高齢者虐待への対応	(1)-イー(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	随時対応 随時対応 随時対応
③支援が困難な事例への対応	(1)-イー(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	随時対応 随時対応
④消費者被害の防止	(1)-イー(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	随時対応 各会議出席時に消費者庁発行見守り新鮮情報を配布し、説明を行う
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イー(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	権利擁護ネットワーク会議での検討 第7包括だよりの発行年12回・HPの活用 包括だよりの発行年4回
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネジャーの技術向上のためケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネジャーの後方支援をするとともに、多職種の連携・協働によるケア体制を整備する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	三重県CM協会鈴亀支部との連携 民生委員と介護支援専門との橋渡し:随時
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	随時対応 別紙参照 ケアマネジャー支援会議年3回
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共に相手を記入)
4月			
5月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
6月	事例研究会 (FB及び長岩方式) 圏域内ケアマネジャー向け研修会	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部) (鈴鹿第8地域包括支援センター)
7月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
8月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
9月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
10月	事例研究会 (FB及び長岩方式) 圏域内ケアマネジャー向け研修会	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部) (鈴鹿第8地域包括支援センター)
11月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
12月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
1月	研修会 (他制度理解、多職種連携、疾病理解、介護予防、ケアマネジメントプロセス、対人援助技術、災害対策等)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)
2月	事例研究会 (FB及び長岩方式) 圏域内ケアマネジャー向け研修会	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部) (鈴鹿第8地域包括支援センター)
3月	事例研究会 (FB及び長岩方式)	介護支援専門員	共催 (三重県介護支援専門員協会 鈴亀支部)

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことによって、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく(圏域別の課題については、各地域づくり協議会の進捗と調整を図りつつ、協議する他、課題把握には個別地域ケア会議を活用する)
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	随時対応 随時対応 年3回 随時対応 随時対応
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	課題の整理 随時対応 随時対応 随時対応
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	定期 随時対応
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を適切に分析し、計画作成に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者と共に、設定された目標を達成できるよう支援する。また、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを組み合わせて、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。加えて、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者を「支えられる側」といった固定的な立場で区別するのではなく、自立支援を通じて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、「社会参加」や「役割」、「居場所」、「出番」というキーワードを意識しながら行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	ケースカンファレンスの実施:随時 随時対応 随時対応 随時対応 計画期間中のうち、適切な時期を設定
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	随時対応 随時対応 随時対応
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを市民に啓発していく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発 2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発 3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進 4 介護者のつどいの開催	第7包括だよりの発行年12回・HPの活用 包括だよりの発行年4回 随時対応 随時対応 年4回
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	すずらんとの連携:随時対応 随時対応 鈴鹿市病院部会との連携:随時対応
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	すずらんとの連携 すずらんとの連携
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

団域名 鈴鹿第7地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症対応を行う各専門機関と連携を密にし、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域において、より良い環境で暮らし続けられるための支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	鈴鹿南部認知症初期集中支援チームとの連携 随時対応 鈴鹿南部認知症初期集中支援チームとの連携 随時対応
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域支援推進員との連携:随時 認知症地域支援推進員との連携:随時 鈴鹿南部認知症初期集中支援チームとの連携 認知症地域支援推進員との連携:随時 鈴鹿南部認知症初期集中支援チームとの連携
その他、認知症総合支援にかかる取組		1 認知症疾患医療センターとの連携 2 認知症専門医との連携	随時対応 随時対応

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体との連携を密にし、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化、また高齢者の社会参加を促すことで、安心して生活できる地域づくりを推進する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	圏域担当生活支援コーディネーターとの連携:随時 圏域担当生活支援コーディネーターとの連携:随時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	圏域担当生活支援コーディネーターとの連携:随時 随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	会議への出席を通して、地域包括支援センターの周知を図るととも、地域ニーズを把握する場とする。また、専門職部会等においては、担当圏域の地域課題を整理、提供し、議題とする。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	圏域内地域密着型サービス運営推進会への参加:定期
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席	年12回
		2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席	定期
		3 専門職部会への出席	主任CMW, 保健師・看護師W, 社会福祉士W各年12回
		4 自立支援型地域ケア会議への出席	定期
		5 その他各種研修会への出席	随時
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

図域名 鈴鹿第7地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を適切に分析し、計画作成に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者と共に、設定された目標を達成できるよう支援する。また、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを組み合わせて、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。加えて、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者を「支えられる側」といった固定的な立場で区別するのではなく、自立支援を通じて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、「社会参加」や「役割」、「居場所」、「出番」というキーワードを意識しながら行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	随時
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	委託先選定にかかるルールを策定 ケアマネジャー支援会議年3回 原則、包括窓口対応とする 随時 ケアマネジャー支援会議年3回
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害に備え、データベースバックアップを遠隔地に保存し、被災時も緊急連絡先等データを閲覧できる仕組みを整えるとともに、定期的に紙媒体での一覧打ち出しを行う。また、法人BCPに従い、各職員とICTによる連絡体制を構築し、法人内事業所各拠点等を利活用する。また、感染症対策としては、スタンダードプロトコルのもと、正しい知識の下で適切に対処し、クラスター発生時には、法人及び関係機関によるバックアップ体制を敷く。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	BCPの策定、正確な情報伝達手段の確保 研修への参加、訓練等を実施
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	グループウェア、SNSの活用等
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

鈴鹿第8地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
 (1) 組織・運営

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
 令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	社会福祉法人 博愛会の理事会において事業計画を提示し、承認を得ます。
この事業計画の進捗管理手法	事業計画の自己評価後、第三者評価における見直し・改善の意見をもとに手続きや体制をとります。

公平性、中立性を確保するための体制	法人理念に基づき、誠実・謙虚な姿勢で社会福祉に貢献すると共に、地域での身近な相談窓口として社会資源を連携・活用し地域住民の相談等に公正・中立に支援を行います。
個人情報保護体制	法人の「個人情報取扱規定」に従い、個人情報が事業所外に漏えいしないよう守秘義務を遵守します。事務所内においては個人ファイル等は施錠ができる書庫に保管、鍵の管理も徹底していきます。施設内での法令遵守研修会に参加し、日々の業務の中でも個人情報保護の重要性について周知できるように対応します。
苦情処理体制	利用者が苦情の申し出をしやすいように苦情受付担当者をおき、管理者を苦情解決責任者とします。必要に応じて苦情第三者委員への報告、相談などを行い苦情解決に社会性と客観性を確保し早急に対応します。利用者からの意見や要望は、事業所内で共有し、できるだけ早く業務に反映します。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事者[1]人
職員の研修実施計画	日々の業務内でピアスパーバイズを実施し、相談や悩みを分かち合います。保険者が開催する研修会をはじめ、法人内外の研修会へ参加し支援方法等の質の向上に取り組んでいきます。
専門職間の連携体制	三職種の専門性への理解と相互に情報を共有し、定期的に協議して個々のケースをチームで支援できる体制をつくります。ケースによっては、三職種で相談し、同行訪問するなどそれぞれの役割を生かし協力し合いながら支援できる体制をつくります。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	担当圏域は、特に少子高齢化が進んでいます。そして、多様な課題や問題にも直面する中で、身近な高齢者等が相談できる窓口として相談を聴き取り、今までの法人内の事業所の相談業務と連携を図り、圏域の状況把握を行います。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 13,923人 65歳以上人口 4,175人 うち、75歳以上人口 1,905人 高齢化率 30.0% 75歳以上比率 13.7%
地域資源の状況	・食品等の移動販売:商店が少ない中で高齢者が多い為、決められた場所に訪問販売車が来て商品の販売をしています。 地域住民の方に生活状況の聴き取りをしたり、民児協等に参加した際に地域資源の状況を把握しています。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	・総合相談支援業務 ①地域におけるネットワークの構築 ・介護予防普及啓発事業 ①介護予防の普及啓発

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域の自治会、民児協、生活支援コーディネーターと連携し、町づくり協議会の会議等で情報収集した実態を個々の組織からヒアリングする等実態把握ができるようにしていきます。また、地域包括支援センターとして高齢者のみでなく、地域のニーズに対しても適切なサービスや機関につなげる支援をします。地域にある事業所、医療機関、介護事業所等からの情報や相談にも耳を傾け、より良い地域づくりをするためにも社会資源の開発が必要と思われた場合は、その都度関係会議等で提案していきます。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	介護サービス事業所と隨時連携を図る 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会に出席:年3回 地域づくり協議会等・開催時に随時出席 民児協定例会への参加:2地区×年12回 ふれあいサロン会議:開催時に随時参加 介護者のつどい:年4回 ボランティアの集い等:開催時に随時参加 協議体会議:開催時に随時参加 実習生の受入:随時受入
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集	随時対応 随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	ホームページや包括だよりで窓口を周知 転送電話にて対応。ホームページや包括だよりで周知 必要に応じて窓口を設置。ホームページや包括だよりで周知 虐待等危急対応が必要な場合は、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括に連絡できる体制を構築
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応 相談内容を詳しく聞き取り丁寧なアセスメントを実施する 三職種間で共有ツールを用いて共有・管理する 事例検討会等で他圏域の状況と比較して分析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容を詳しく聞き取りデータとして保管・管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	相談事例について市、基幹型包括に報告し相談内容の一部を共有
		4 塁がい分野との連携体制	相談時に随時対応
		5 子育て分野との連携体制	相談時に随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域ケア会議等を通じて随時把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターと連携をして随時対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターと連携をして情報整理を行う
その他、総合相談支援にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	高齢者等が尊厳ある生活ができる、権利が守られるよう支援していきます。そのための制度の活用を促進し、高齢者等にわかりやすい説明を心がけます。また、相談時に疑う内容があった時には、専門知識をもって相談内容を聴き、対応することで早期発見・早期対応につなげ、関係機関と連携をして解決策をチームで検討し、解決に向けて支援します。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に随時把握 鈴鹿市後見サポートセンターと連携して随時対応 事例検討会等で他圏域の状況と比較して分析
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	個別相談時に随時把握 市、基幹型包括と連携して随時対応 緊急一時保護協定締結の施設において緊急時対応ベッドを確保
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	介護支援専門員を通じて又は個別相談時に随時把握 市、基幹型包括、多職種ネットワークと連携して随時対応
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	消費生活支援センターと随時連携をして被害状況等を把握 被害事例が発生した際に随時情報提供
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	市民向け権利擁護シンポジウムの開催:年1回 包括だより、出前講座、民事協で随時啓発
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域の介護支援専門員と連携を図り、高齢者等がその人らしい自立した生活が送れるように、また本人の意欲や残存能力を最大限活かせるように、包括的・継続的なケアマネジメントを実施できるよう、介護支援専門員との交流会、研修会等を開催し、個別ケースの相談ができる関係づくりに取り組みます。また、支援困難事例についての指導や助言は、同行訪問したり包括支援センターの各職種が関わることができるよう介護支援専門員とのネットワークが構築できるようにします。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	三職種ワーキングの開催:年12回(各職種) 地域ケア会議等を通じた連携支援
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	随時対応 事例検討会:年3回開催。研修会:共催にて年3回開催 事例検討会・研修会の開催時に情報提供
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	随時対応 随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
令和3年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	研修会(介護支援専門員向け研修)	圏域内の介護支援専門員	共催(鈴鹿第7地域包括支援センターとの共催)
7月	事例検討会	圏域内の介護支援専門員と圏域地域に関わる介護支援専門員	主催
8月			
9月			
10月	研修会(介護支援専門員向け研修)	圏域内の介護支援専門員	共催(鈴鹿第7地域包括支援センターとの共催)
11月	事例検討会	圏域内の介護支援専門員と圏域地域に関わる介護支援専門員	主催
12月			
1月			
2月	研修会(介護支援専門員向け研修)	圏域内の介護支援専門員	共催(鈴鹿第7地域包括支援センターとの共催)
3月	事例検討会	圏域内の介護支援専門員と圏域地域に関わる介護支援専門員	主催

2-(1) 包括的支援事業
Ⅰ 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	地域の自治会、民児協、地域づくり協議会の会議への参加で地域の課題に対して共に考え課題解決のための個別ケア会議等を活用していきます。また、地域ケア会議で課題が多く出た場合は、その都度整理し、解決課題については地域ケア会議の関係者からの意見を基に解決していきます。解決できない普遍化した課題は、基幹型包括支援センターと共有を図り、解決方法を考えていきます。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	随時開催 ケース検討を通じて介護支援専門員へのノウハウの共有を図る 年2回開催 個別会議の結果をもとに設定 個別会議、圏域課題を整理
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	関係機関・多職種からの意見聴取による解決に努める 鈴鹿市の要請に従い参加・協力 広域連合の定める方法によりケア会議終了後に報告 地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い参加・協力 介護支援専門員研修会などで共有する
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	利用者の残存機能を活用し、利用者等が自立した生活が送れるようにマネジメントをします。介護保険制度のサービスのみでなくインフォーマルの社会資源も活用していく中で社会資源が少ない場合は、資源の開発・提言も行います。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携して一人ひとりに合ったケアマネジメントを隨時行う アセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を隨時行う 地域の社会資源を把握し、出来る限りケアプランに組み入れる 機能改善が見込まれるケースには、短期集中予防サービスを組み入れる モニタリングによる業務評価を行い、随时アセスメントの向上に努める
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を隨時行う ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を隨時行う ケアマネジメントの一定期間後、地域の集いの場への参加を隨時促す
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

団域名 鈴鹿第8地域包括支援センター

令和3年度

1) 介護予防普及啓発事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域における事業所等と連携を図り、地域住民の方に出前講座等を通して介護予防の情報を提供して社会参加の機会を啓発し、心身の健康維持・増進が図れるようにしていきます。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だより等による情報提供、利用啓発:年4回以上
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供、利用啓発:随時
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	事業所との連携による介護予防教室の開催:随時
		4 介護者のつどいの開催	介護者のつどいの開催:年4回
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III－2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	在宅生活が困難と思われる利用者に対し、医療機関や在宅医療・介護連携支援センターと連携をして対応できるように研修会等で専門的知識を得て職員の質の向上が図れるようにします。また、相談・情報共有ができる関係づくりをしていきます。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センター、医療機関との連携による対応:随時 診療所等との連携による対応:随時 病院等との連携による対応:随時
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医師会が主催する事例検討会・研修会への参加:随時 医療関係者が主催するカンファレンスへの参加:随時
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	地域の中で認知症初期集中支援チームの周知を図り、早期に相談できる体制をつくります。また、総合相談の中で認知症が疑われるケース又は認知症高齢者等を介護する家族からの相談時に早期に認知症初期集中支援チームと連携を図り、必要に応じて同行訪問を行うことで認知症について理解を深め、早期対応が行えるように常に連携体制を図ります。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	相談内容で認知症初期集中支援チームの協力が必要なケースについて随時つなぎを行う 一定期間後の相談支援の際にフォローできるようにチームとの情報共有を図る
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーター養成講座の開催支援:随時 相談支援の際に随時活用 認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取り組みへの協力:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

団域名 鈴鹿第8地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	生活支援コーディネーターと連携を図り、地域内の課題を抽出してサービスの開発に協力し、またサービスの活用につながるようにしていきます。地域内における住民主体型サービスの開発にも地域づくり協議会・まちづくり協議会に参加して地域の状況を把握して協力できることを支援していきます。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア会議等から不足する生活支援サービスに関する、生活支援コーディネーターと随時共有を図る 住民主体型サービスの開発などへの協力をを行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて随時活用を図る
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体への参加:随時 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加:随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第8地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	各会議に出席して、地域における情報共有を図るとともに、基幹型包括・他包括、地域の事業所との連携を強化して状況を把握し、地域の事業所や介護支援専門員等に得た情報を提供できるようにします。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	地域密着型サービス事業所が主催する運営推進会議への出席:年2回以上
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	年12回 年6回 各部会:年12回 随時対応 随時対応
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

鈴鹿第8地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項		
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)		
この事業の実施方針	介護保険サービスの活用により、自立した生活が維持できるようになることで、地域支援事業への移行やインフォーマル資源の活用に変更しても、利用者・家族等が変わりなく満足した生活ができるよう支援します。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種が連携してそれぞれに合ったケアマネジメントを行う 生活の質の向上を目指した目標設定を行う
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	特定事業者への偏りがないよう適切に委託先を選定する 事業者への研修会：随時 個人情報保護方針に従い、当包括の責任のもとで情報管理を行う 委託先の介護支援専門員からの相談時に随時助言を行う 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

(1) 災害・感染症対策と対応

令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害時は、地域住民との連携や協力が必要となる為、日頃からの訓練を地域と協力して行えるシステムの構築を目指します。また、地域で開催している防災訓練にも参加できるようにしていきます。緊急時の対応を職員全員が理解し、実施できるように取り組みます。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	法人内の業務継続計画への参加を前提に日頃から情報共有する。地域においては、関係機関と連携を図って体制作成のための検討会を開く。 感染症発生時もサービスが継続的に提供されるために関係機関と連携を図り、体制作成のための検討会を開く。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	団域内において災害が発生した場合に、関係機関との連絡を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築する 団域内において感染症が発生した場合に、関係機関との連絡を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築する
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等

令和3年度

センター名

亀山第1地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの構築のために中核的な役割を果たしていくことが求められる。医療と介護、地域とのネットワークを構築し、個別ケース等から地域課題の発見や解決の取り組みを進める。これらの課題に取り組むため、事業計画を策定する。
この事業計画の進捗管理手法	事業計画および評価を意識し、PDCAサイクルに基づき定期的に現状把握から目標達成度を確認し、課題を整理して解決に向けて取り組む。

公平性、中立性を確保するための体制	公正中立なマネジメントを実施する。職員個々の感覚ではなく多角的視点で対応する。 委託事業との自覚を持ち、介護予防支援事業所においては直営ケースの場合、介護保険サービス事業所が偏ることなく利用者ニーズに応じて対応する。
個人情報保護体制	センター長を個人情報保護管理者とし、職員に対しては定期的な研修や啓蒙を行う。 個人情報保護の関する法律を遵守し個人情報取り扱い方針を制定するとともに、相談者からは取扱いについての同意書を取る。 センター内において個人情報は書庫内の鍵付きロッカー内にて保管する。外部と電子媒体等で情報提供する場合は個人情報が確定しないようにする等、管理を徹底し万全の措置を講ずる。
苦情処理体制	センター内にて苦情対応窓口を設置する。利用者及び関係機関からの意見、要望、苦情があつた場合はセンター内で速やかに共有し対応をする。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[2]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事者[1]人
職員の研修実施計画	センター内で研修を行うとともに、職員の能力開発及び専門職の資質向上のため県や広域連合等が開催する研修に積極的に参加する。また、OJTへ参加促進する。
専門職間の連携体制	基幹型が開催する各専門職ワーキングに参加し、同専門職の関係性を構築し横のつながりを持つ。 定期的に職員会議を開催し情報交換や情報共有を行う。 センター内の各専門職間。センター外では専門職同士の連携。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	総合相談で対応する中から実態を把握する。 個別相談はもとより居宅介護支援事業所、各サービス支援事業所等の関係機関と連携し、地域の実態把握を行う。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和2年9月末日現在 総人口 26,758人 65歳以上人口 6,642人 うち、75歳以上人口 3,082人 高齢化率 24.8% 75歳以上比率 11.5%
地域資源の状況	※過疎地から市街地への範囲。独居暮らしの増加と移動手段の確保が課題。 (亀山市全体の主たる事業所数)居宅介護支援事業所19ヶ所、通所介護22ヶ所、通所リハ2ヶ所、福祉用具貸与3ヶ所。市外(四日市市、鈴鹿市、津市)の事業所の利用者も少なくない。 (亀山市事業)介護用品の支給、日常生活用具の給付、高齢者見守りシールの交付、独居老人宅の修繕、配食サービス、タクシー料金の助成、家具転倒防止器具の取り付け、福祉移送サービス、等。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	介護予防支援業務の実施。 包括的、継続的なケア体制の構築。 地域包括ケアシステムの実現に向け実態把握と地域ネットワークの構築。 成年後見制度の活用促進。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう適切なサービスや機関・制度につながる支援をおこなう。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 3 地域自治組織とのネットワーク 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク 5 ふれあいサロンとのネットワーク 6 当事者組織とのネットワーク 7 ボランティア団体とのネットワーク 8 生活支援コーディネーターとの連携 9 その他のネットワーク	居宅介護支援事業所連絡会を年4回開催。 連携を密にしネットワークを構築する。 総合相談等からネットワークにつなげる。 北部地区および中部地区民児協定例会へ毎月出席する。 積極的に参加できる体制を作る。 随時対応。 随時対応。 ケースに応じて随時連携する。 既存ネットワークを基盤とする。 社会福祉協議会CSWとの連携。
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問 2 地域住民からの情報収集 3 関係機関からの情報収集	随時対応。 随時対応。地域の既存ネットワークを活用。 随時対応。潜在ニーズの発掘。
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR 2 夜間窓口の整備・周知 3 土曜・休日窓口の整備・周知 4 緊急時の連絡体制の構築	チラシ、ホームページ等を活用して周知。 夜間はオンコールにて対応。適宜周知。 土日休日に対応できる職員体制をとる。適宜周知。 三職種が輪番制で担当。虐待等にて緊急対応が必要な場合は亀山市長寿健康課及び基幹型包括に連絡。
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制 2 個別ケースのアセスメント 3 個別ケースの管理・共有 4 相談内容の傾向分析	随時対応。 多角的視点でアセスメントをとる。 口頭共有及び共有フォルダ内にて管理。 統計や事例検討会などで横断・縦断的に分析。

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	関係機関と情報共有し、適切に管理。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データにて保管し、共有化を可能とする。
		4 障がい分野との連携体制	障害者総合相談支援センターあい、相談支援専門員との連携。
		5 子育て分野との連携体制	ケースに応じて随時対応。
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域ケア会議等を通じて随時対応。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターと随時連携し対応する。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理。
その他、総合相談支援にかかる取組		1 ①～⑥にない内容。	随時対応する。

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で威厳のある生活と人生を維持できるよう、自己決定を尊重し権利侵害に陥らないよう問題解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に随時把握。 家庭裁判所、社会福祉士会、リーガルサポート等と随時連携。 啓発状況や相談内容から分析。
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	関係機関との連携、個別対応から随時把握。 マニュアルに沿って、市や基幹型包括と連携。 施設と関係性を持ち、協力を請う体制を作る。
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	介護支援専門員や関係機関を通じて随時把握。 多職種連携にて対応。
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	消費生活センターと連携して相談内容や被害状況等を把握。 被害事例の事前把握と、被害発生時に速やかに情報提供。
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	要望に応じて適宜開催。 チラシの作成、包括だよりなどを用いて啓発。
その他、権利擁護にかかる取組		1 老人福祉施設等への措置の支援	措置が必要と思われる事案の把握、早期対応。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療や介護支援専門員、地域との関係機関等との連携、多職種相互の共同等により、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	居宅介護支援事業所連絡会への出席。 三職種ワーキングに毎月参加。 居宅介護支援事業所連絡会や地域ケア会議等を通じた連携支援。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	随時対応。 ・事例検討会や研修会を実施。 事例検討会、研修会、メーリングリスト等を通じて情報提供。
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	随時対応。 随時対応。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 日常的個別指導・相談 2 支援困難事例等への指導・助言	随時対応。 随時対応。

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	居宅介護支援事業所向け研修会 サービス事業所向け研修会	市内および委託事業所 向け 市内事業所	亀山第2地域包括支援センターとの共催 亀山第2地域包括支援センターとの共催
7月			
8月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内および委託事業所 向け	亀山第2地域包括支援センターとの共催
9月	サービス事業所向け研修会	市内事業所	亀山第2地域包括支援センターとの共催
10月			
11月	サービス事業所向け研修会	市内事業所	亀山第2地域包括支援センターとの共催
12月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内および委託事業所 向け	亀山第2地域包括支援センターとの共催
1月			
2月	サービス事業所向け研修会	市内事業所	亀山第2地域包括支援センターとの共催
3月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内及び委託事業所向 け	亀山第2地域包括支援センターとの共催

※ 居宅介護支援事業所向け研修会 … 年4回。うち1回は事例検討会。

※ サービス事業所向け研修会 … 年4回(全体、通所系、入所系、訪問系)。

※ 11月に市主催の市民向け講座を開催。状況に応じて協力する。

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	多職種の役割や専門性を共有しながら個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	随時開催。 個別ケースを通じ、対応能力のレベルアップを図る。 年3回開催。 個別ケース内容に応じて毎回設定。 ケース会議を重ね地域課題を整理。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	事例の積み重ね、多職種連携、多角的視点により解決につとめる。 市の要請に従い随時参加と協力を図る。 広域連合の定める方法によりケア会議終了後に報告。 地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告し、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る。
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い協力、参加。 自立支援の考え方等を研修等で関係機関や介護支援専門員と共有。
その他、地域ケア会議にかかる取組		1 ①～②にない内容。	随時対応する。

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	対象者の心身の状態、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業等が包括かつ効率的にていきようされるよう専門的視点から必要援助を行い、対象者が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携し、個人にあったケアマネジメントを行う。 アセスメントを行い、QOLの向上を目指した目標設定を隨時行う。 地域の社会資源を把握したものをケアプランに組み入れる。 機能向上が見込まれる利用者には、短期集中予防サービス等を組み入れる。 モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上に隨時つなげる。
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を隨時行う。 ケアマネジメンとの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を隨時行う。 ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を隨時行う。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		1 ①～②にない内容。	隨時対応する。

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における介護予防に資する自発的活動の育成・支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりによる情報提供、利用啓発を行う。
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供や利用啓発を随時行う。
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	地域と連携した介護予防教室を随時行う。 事業所との連携による介護予防教室を随時開催する。
		4 介護者のつどいの開催	随時参加する。
その他、介護予防普及啓発にかかる取組		1 介護予防教室等の開催への協力	随時対応する。

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 亀山第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療。介護の両方が必要な情値になっても地域で安心して生活ができるよう病院から在宅への移行時に円滑に住宅サービスにつなぎ在宅生活を継続するためのサービス提供が可能となるように支援を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	市担当部署との連携による対応を隨時行う。 医療機関との連携による対応を隨時行う。 病院等との連携による対応を隨時行う。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医療機関等主催の事例検討会に隨時参加する。 医療関係者が開催するカンファレンスに隨時参加する。
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 ①～②にない内容。	隨時対応する。

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症の方が住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族支援をする相談業務等を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進/	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	相談を受け付けた認知症初期集中支援が必要なケースについて、亀山市社会福祉協議会が行う初期集中支援チームカナリアへのつなぎを隨時行う。 つないだケースについて、一定期間後の相談支援の際にフォローができるよう、チームからの情報共有を図る。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアバスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	開催時には協力する。 相談支援の際に隨時活用する。 認知症カフェへの取り組みに隨時協力する。
その他、認知症総合支援にかかる取組		1 ①～②にない内容。	隨時対応する。

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-⑦ その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

圏域名 亀山第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者に対する地域の支えあいを推進できるよう、人材育成、活動の場へのマッチング等を行える体制を整備するとともに、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため地域のニーズや資源の状況把握を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア会議等で得たニーズを踏まえて、不足する生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターとの共有を図る。 住民主体サービスの開発などへの協力を図り、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて活用を図る。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体に随時参加する。 地域まちづくり協議会および総会に随時参加する。
その他、生活支援体制整備にかかる取組		生活支援体制整備にかかる取組	現状を把握したうえで課題を整理し市や生活支援コーディネーターに伝え、必要に応じて整備取組に協力する。

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	地域包括支援センター業務を効果的に実施していくために各種会議へ参加し関係機関との連絡調整や情報収集するとともに緊密に連携とれる体制を構築する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	各事業所が主催する運営推進会議に随時出席する。 各事業所が主催する介護・医療連携推進会議に随時出席する。
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 包括支援センター連絡会議(鈴鹿市)への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	月1回出席する。 亀山市は開催予定なし。 社会福祉士WG、主任ケアマネWG、保健師WGに担当者が出席する。月1回開催。 月1回程度出席する。 随時出席する。
その他、会議等にかかる取組		1 ①～②にない内容。	随時対応する。

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

亀山第1地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】 基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じてその選択に基づき、介護予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	センター内での三職種の連携、関係機関の連携を行い、ケースに合わせたマネジメントを行う。 インフォーマルサービスを含め、多様なニーズに対応するマネジメントを行う。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	ケースによって必要な知識や能力を有する介護支援専門員が従事する居宅支援事業所に依頼をすると同時に、偏りがないように適切な委託先を選定する。 年1回以上、実施する。 個人情報保護方針に従い、当センターの責任下で情報の受け渡しを行う。 委託先事業者のケアプランには常に把握し、介護支援専門員への後方支援と同時に状況に応じて助言を行う。 委託先事業者とは常に連絡調整を行い関係性を構築する。
その他、指定介護予防支援にかかる取組		1 社会保障制度の適切な利用	介護保険に限らず、障害、年金、生活困窮などあらゆる福祉制度を提案する。

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、災害および感染拡大防止策の周知啓発、発生時に備えた平時からの事前準備、発生時の対応確保に向けた連携体制の構築等を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	有事の際にスムーズに体制を構築できるよう、各関係機関と常日頃から連携を密にする。 有事の際にスムーズに体制を構築できるよう、各関係機関と常日頃から連携を密にする。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	圏域内において災害が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、入所者等の受け入れなどの応急対策、支援が求められる場合に対応できる体制を構築するために、地域関係機関との協議会を開く。 圏域内において感染症が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策、支援が求められる場合に対応できる体制を構築するために、地域関係機関との協議会を開く。
その他、災害・感染症対策にかかる取組		1 ①～②にない内容。	随時対応する。

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	地域包括支援センター業務および運営全般について、
-----------	--------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
基本姿勢(基本視点)に対する取り組み。		公益性、地域性、協調性の視点に立脚した運営。	常に対応する。

令和3年度

センター名

亀山第2地域包括支援センター

事業計画書

令和3年3月

1 総則
(1) 組織・運営

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	地域包括支援センターは地域包括システムの構築のために中核的な役割を果たしていくことが求められるため、医療・介護・地域のネットワークを構築し、個別ケース等から地域課題の発見や解決の取り組みを進める。
この事業計画の進歩管理手法	PDCAサイクルに基づき定期的に現状把握から目標達成度を確認し、課題を整理し解決に向けて取り組んでいく。
公平性、中立性を確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> 公正中立なマネジメントを実施。他職種を交え多角的視点で対応する。 介護サービス事業所が偏ることなく利用者のニーズに応じて対応する。
個人情報保護体制	<ul style="list-style-type: none"> センター長を個人情報保護管理者とし、全職員に対して定期的な研修・啓蒙を実施する。 個人情報保護に関する法律を尊重し個人情報取り扱い方針を制定するとともに、相談者から個人情報の取り扱いについての同意(同意書含む)を取る。 センター内においては個人情報は書庫内の鍵付きロッカーにて保管する。 外部と電子媒体等で情報提供する場合は個人情報が漏洩・確定しないよう、管理を徹底し万全の措置を講ずる。
苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> センター内に苦情対応窓口を設置する。利用者及び関係機関等からの苦情・意見・要望等があつた場合はセンター内で速やかに共有し対応する。 サービス提供事業者に対する苦情があつた場合は苦情を受けた経緯を把握し、当該事業者の責任者に連絡をとり、早急に対応するように求め、必要に応じて当該事業所に改善を求める。

(2) 人員

職員の配置状況	保健師[2]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[1]人、 介護予防支援事業従事職員[1]人
職員の研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> センター内で研修を行うとともに、職員の知識の向上・専門職の資質向上のため県や広域連合、各種専門職団体等が開催する研修に積極的に参加する。
専門職間の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 基幹型包括は開催する各専門職ワーキングに参加し、同専門職の関係性を構築し連携していく。 センター内外で専門職間の連携を図る。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談での相談内容から状況及び実態を把握する。 民生委員等関係機関から情報収集を行う。 居宅支援事業所及び各サービス支援事業所等の関係機関と連携し、地域の状況把握を行う。
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	<p>令和2年9月末日現在 総人口 22,816人 65歳以上人口 6,667人 うち、75歳以上人口 3,601人 高齢化率 29.2% 75歳以上比率 15.8%</p>
地域資源の状況	<ul style="list-style-type: none"> 基幹型包括からの引継ぎ等で情報収集し地域資源の情報を得る。 市内関係機関及び関係団体、居宅支援事業所、サービス支援事業所等より情報収集し地域資源の情報を得る。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援業務の実施 包括支援センター業務の実施 地域ネットワークの構築

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で安全にその人らしく暮らし続けることができるよう、適切なサービス及び制度を提供し支援していく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	(1)-ア-(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	居宅介護支援事務所連絡会議を年4回開催
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	連携を密にし、会議等隨時参加
		3 地域自治組織とのネットワーク	まちづくり協議会等の定例会に隨時参加
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	中部・西部・関地区の民児協定例会へ出席(毎月)
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	・連携を密にし協力体制を整える ・積極的に参加していく
		6 当事者組織とのネットワーク	・連携を密にし協力体制を整える ・積極的に参加していく
		7 ボランティア団体とのネットワーク	・連携を密にし協力体制を整える ・積極的に参加していく
		8 生活支援コーディネーターとの連携	事案・ケースに応じて隨時連携をとる
		9 その他のネットワーク	実習生の受け入れ:状況をみて隨時対応
②被保険者等の実態把握	(1)-ア-(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	隨時対応
		2 地域住民からの情報収集	隨時対応
		3 関係機関からの情報収集	隨時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	(1)-ア-(ウ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	ちらし・ホームページ等を活用して周知
		2 夜間窓口の整備・周知	夜間はオンコールにて対応 適宜周知
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	オンコールにて対応(必要に応じて隨時対応) 適宜周知
		4 緊急時の連絡体制の構築	三職種が輪番制で担当。虐待等にて緊急対応が必要な場合は亀山市長寿健康課及び基幹型包括に連絡
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	(1)-ア-(ウ)	1 相談受付体制	隨時対応
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容をできるだけ詳しく聴き取りアセスメントを多角的視点で実施
		3 個別ケースの管理・共有	口頭及び共有フォルダ内にて管理
		4 相談内容の傾向分析	事例検討会などで他包括の状況と比較して分析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	(1)-ア-(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容をできるだけ詳しく聴き取り、関係機関と情報共有し適切に管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データとして保管・管理している相談内容を共有化
		4 障がい分野との連携体制	障害者総合相談センター「あい」及び相談支援専門職と連携
		5 子育て分野との連携体制	ケースに応じて随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	(1)-ア-(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域ケア会議等を通じて随時対応
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活コーディネーターと随時連携し対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活コーディネーターとの連携により情報を整理
その他、総合相談支援にかかる取組		1 ①～⑥にない内容	随時対応

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

図域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で威厳のある生活と人生を維持できるよう、問題解決に取り組み、適切な制度・サービスにつながるよう支援する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	個別相談時に随時把握 家庭裁判所、社会福祉士会、リーガルサポート等と随時連携 相談内容や事例検討会などで他包括の状況と比較して分析
②高齢者虐待への対応	(1)-イ-(イ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	個別相談時に随時把握 関係機関との連携・情報収集 マニュアルに沿って市や基幹型包括と連携 施設と関係性を持ち、協力を請う体制を整える
③支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	介護支援専門員や関係機関を通じて把握 個別相談時に随時把握 基幹型包括をはじめ他職種のネットワークを活用して随時対応
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	消費生活センターと連携して被害状況等を随時把握 被害事例発生時速やかに随時情報提供
⑤権利擁護に関する啓発	(1)-イ-(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	要望に応じて適宜開催 チラシの作成等を用いて啓発
その他、権利擁護にかかる取組			

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療や介護支援専門員、地域の関係機関等との連携をもち、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを実施する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	(1)-ウ-(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	居宅介護支援事業所連絡会への出席 三職種ワーキングに毎月参加 居宅介護支援事業所連絡会や地域ケア会議等を通じた連携支援
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	(1)-ウ-(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催 【※年間計画を別紙に記入してください】 3 制度・施策に関する情報提供	時事対応 事例検討会・研修会を実施 事例検討会・研修会を通じた情報提供、メーリングリストを通じて随時情報提供
③支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	随時対応 随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 日常的個別相談・指導 2 支援困難事例等への指導・助言	随時対応 随時対応

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	居宅介護支援事業所向け研修会 サービス事業所向け研修会	市内及び委託事業所 市内事業所	亀山第1包括支援センターとの共催 亀山第1包括支援センターとの共催
7月			
8月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内及び委託事業所	亀山第1包括支援センターとの共催
9月	サービス事業所向け研修会	市内事業所	亀山第1包括支援センターとの共催
10月			
11月	サービス事業所向け研修会 市民講座(市主催)	市内事業所 市民	亀山第1包括支援センターとの共催 状況に応じて協力
12月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内及び委託事業所	亀山第1包括支援センターとの共催
1月			
2月	サービス事業所向け研修会	市内事業所	亀山第1包括支援センターとの共催
3月	居宅介護支援事業所向け研修会	市内及び委託事業所	亀山第1包括支援センターとの共催

2-(1) 包括的支援事業
工 地域ケア会議関係業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標I 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	他職種の役割や専門性を共有しながら個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	(1)-エ-(ア), (ウ)	1 地域ケア個別会議の開催 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 3 地域ケア圏域会議の開催 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	随時開催 ケース検討を通じて介護支援専門員へのノウハウの共有を図る 年3回実施 個別ケース内容に応じて毎回設定 ケース会議等にて地域課題を整理
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(イ), (ウ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 3 広域連合及び基幹型包括への報告 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	事例・関係職種・他職種からの意見聴取により解決に努める 亀山市地域推進ケア会議に適宜協力・参加 広域連合が定める方法によりケア会議終了後に報告 地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る
③自立支援型地域ケア会議への協力	(1)-エ-(エ)	1 基幹型包括が実施する自立支援型地域ケア会議への参加・協力 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	基幹型包括の要請に従い協力・参加 自立支援に考え方などについて介護支援専門員研修会などで介護支援専門員や関係機関と共有
その他、地域ケア会議にかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号ニ
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	対象者の心身の状態、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業等が包括かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行い、対象者が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	(1)-オ-(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 4 短期集中予防サービスの活用 5 モニタリングによる業務評価	三職種が連携し、一人ひとりにあったケアマネジメントを随時行う アセスメントを行い、QOLの向上を目指した目標設定を随時行う 地域に社会資源を把握し、できる限りケアプランに組み入れる 機能改善が見込まれるケースには、短期集中予防サービスを組み入れる モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上に随時つなげる
②セルフケアの助言	(1)-オ-(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進 2 一般介護予防事業等の情報提供 3 地域における集いの場への参加促進	チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を随時行う ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を随時行う ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を随時行う
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター 令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防に資する基本的な知識と普及啓発とともに、地域における介護予防に資する自発的活動の育成・支援を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発	※(1)-カ-(ア)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発 2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発 3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進 4 介護者のつどいの開催	包括だよりによる情報提供、利用啓発を年1回行う 出前講座等での情報提供や利用啓発を隨時行う 事業所との連携による介護予防教室を隨時開催する 隨時協力・参加する
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	医療・介護が必要な人が住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう関係機関との連携を図り、円滑・迅速にサービスが提供できるよう支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	※(1)-カ-(ア)	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	バイタルリンク、亀山市在宅医療連携推進協議会、市担当者との連携による対応を随時行う 医療機関との連携による対応を随時行う 病院等との連携による対応を随時行う
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	※(1)-カ-(ア)	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医療機関が主催する事例検討会など、求められた場合は随時参加していく 医療関係者が主催するカンファレンスに随時参加する
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応する

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

3) 認知症総合支援事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標 I 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症初期集中支援チーム・医療機関・介護サービス事業所・民生委員等の地域住民と連携・協力し、認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援をしていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	相談を受け付けた認知症初期集中支援が必要なケースについて、亀山市社会福祉協議会初期集中支援チーム「カナリア」へのつなぎを随時い行う つないだケースについて、一定期間後の相談支援の際にフォローができるよう、チームからの情報共有を図る
②認知症地域支援・ケア向上の推進	※(1)-カ-(ア)	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症サポーター養成講座の開催時は随時協力する 相談支援の際随時活用する 認知症カフェ等への取り組みに随時協力する
その他、認知症総合支援にかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応する

2-(1) 包括的支援事業

力 広域連合指定事業(7) その他の包括的支援事業

4) 生活支援体制整備事業

図域名 令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 III-3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、生活コーディネーターとの連携を図り、サービスの開発・活用を進め、地域の支え合い活動を支援していく
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア会議等で得たニーズを踏まえ、不足する生活支援サービスに関して、生活コーディネーターとの共有を随時図る 住民主体サービスの開発などへの協力をを行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて随時活用を図る
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	※(1)-カ-(ア)	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	協議体に随時参加する まちづくり協議会・総会等に随時参加する
その他、生活支援体制整備にかかる取組		生活支援体制整備にかかる取り組み	活動の中で知り得た現状・課題を整理し、市・生活支援コーディネーターと情報共有し、必要に応じて体制整備の取り組みに協力する

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	――

この事業の実施方針	地域包括支援センター業務を円滑・効果的に運営していくため、各種関係機関・団体の会議等に参加し、情報収集するとともに、連携が密にとれる体制を構築する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	(1)-カ-(イ)	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	各事業所が主催する運営推進会議に隨時出席する 各事業所が主催する介護・医療連携推進会議へ随时出席する
②各種会議への出席	(1)-カ-(ウ)	1 センター長会議への出席 2 センター合同連絡会への出席 3 専門職部会への出席 4 自立支援型地域ケア会議への出席 5 その他各種研修会への出席	月1回出席 現時点では亀山市は開催予定なし 保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士のワーキングに各担当者が月1回出席する 月1回程度出席する 隨時出席する
その他、会議等にかかる取組		1 ①～②にない内容	隨時対応する

2-(2) 指定介護予防支援事業

図域名 亀山第2地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ-5 家族介護者の支援(29ページ) 【各論】基本目標Ⅱ 施策の方向2 介護保険サービスの事業見込(59ページ)

この事業の実施方針	要支援者に対して、日常生活支援及び介護予防を目的として要支援者の心身機能・状態及び環境を把握し状況に応じて、介護予防サービス事業・生活支援サービス事業等その他適切な事業が円滑に保活的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	(2)-ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種が連携し一人ひとりに合ったケアマネジメントを行う アセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を行う
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	(2)-エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	必要な知識・能力を有する介護支援専門員が從事する指定居宅介護支援事業者への委託を行い、特定事業者への偏りがないように適切に委託先を選定する 市外を含め、年4回実施 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う 委託先の介護支援専門員への支援と助言を随時行う 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく
その他、指定介護予防支援にかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応する

法的位置づけ	――
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	災害・感染症が発生した場合、地域住民の安全や安心を確保し、迅速かつ的確な対応がとれるよう、各関係機関及び地域組織との情報交換を行い連携を図る
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)の作成を検討 災害発生時の体制を構築するために日頃から各地域関係機関と連携を図る 業務継続計画(BCP)の作成を検討 感染症発生時の体制を構築するために日頃から各地域関係機関と連携を図る
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	圏域内において災害が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築するため、地域関係機関との協議会を開く 圏域内において感染症+6が発生した場合に、関係機関との連携を密にし、入所者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築するため、地域関係機関との協議会を開く
その他、災害・感染症対策にかかる取組		1 ①～②にない内容	随時対応する

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	地域包括ケア体制の充実
-----------	-------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
地域包括支援センターの体制整備		地域包括支援センターが担うべき機能の整理及び必要な体制の構築	圏域の状況及び実態の把握し、地域課題を明確にし課題解決に向けて取り組む 居宅支援事務所及び各サービス支援事業所、市内関係機関・関係団体との関係を構築し連携していく。